

平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成24年3月9日（金曜日）

○議事日程

平成24年3月9日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	斉 藤	旭 君	4 番	重 川	恭 年 君
5 番	山 田	耕 治 君	6 番	河 杉	憲 二 君
7 番	久 保	玄 爾 君	8 番	青 木	明 夫 君
9 番	三 原	昭 治 君	10 番	田 中	敏 靖 君
11 番	中 林	堅 造 君	12 番	高 砂	朋 子 君
13 番	山 根	祐 二 君	14 番	今 津	誠 一 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
17 番	佐 鹿	博 敏 君	18 番	行 重	延 昭 君
19 番	田 中	健 次 君	20 番	藤 本	和 久 君
21 番	山 下	和 明 君	22 番	横 田	和 雄 君
23 番	木 村	一 彦 君	24 番	山 本	久 江 君
27 番	安 藤	二 郎 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 眞 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。23番、木村議員、24番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、7日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は、4番、重川議員。

〔4番 重川 恭年君 登壇〕

○4番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。あすで東北大震災1年になるわけでございますが、現地の状況をおもんばかると、心の痛む思いでございます。

では、きょうは1つに、昨年42回大会を迎えた防府読売マラソンのさらなる発展、隆昌を目指して、市としていかにお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目に、人口減少社会に突入したと言われております今日、防府市のまち

づくりについて、どのようなグランドデザインを描かれているのかの2つについて、お考えをお尋ねいたしたいと存じます。

執行部におかれましては、丁寧かつ具体的に、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目の防府読売マラソンでございますが、1970年の年末も押し迫った12月27日に、第1回大会が市立右田中学校前をスタート・ゴール地点として、当時の徳地町下畑バス停を折り返す佐波川沿いのコースで開催されて以降、幾度かのコース変更や制限時間の延長などを経て、昨年末の大会で延々と42回を数える大会に成長してきていることは、まことに喜ばしいことだと思っております。

その昨年も、国内外からの招待選手をはじめ、全国各地からフルマラソン男子・女子の部、10キロ一般・高校・壮年・女子の部を含め、総勢2,380名の参加を得て、盛大に開催されました。

そして、結果はモンゴルのセルオド・バトオチル選手が2連覇をなし遂げ、公務員ランナーとして、東京シティマラソンで2時間8分台で優勝し、一躍注目を集めることとなった川内優輝選手の出場で、沿道の声援も今までにも増して華やかであったと言われております。

これまで、第1回大会から第42回大会まで出場された選手をはじめ、陰で大会を支え、盛り上げてこられた多数の関係者の皆様方は、並々ならぬ御尽力と御苦勞があったことだと拝察いたすわけでございます。敬意を表したいと思っております。

そのことをまずもって申し上げ、第42回目となった昨年の大会でも種々の評価なり反省などを耳にしたわけでございます。

そこで、お尋ねいたします。

昨年の大会の反省会、あるいは検証をどのようにされたのか、そしてそこで出された意見、あるいは反省点などはどのようなものであったのか、お尋ねいたしたいと存じます。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 4番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

防府読売マラソンにつきましては、第39回大会より、マラソンの部の制限時間を3時間から4時間に緩和し、参加資格も日本陸上競技連盟登録競技者のほか、未登録の一般ランナーにも門戸を開放いたしました。

また、第40回記念大会からは、それまでのマラソンの部をマラソン男子の部、マラソ

ン女子の部に改め、さらに山口県内トップ賞や、40歳代、50歳代、60歳以上の各年代部門の表彰を設けました。

第41回大会からは、選手受付場所と控え室を、平成22年5月に供用開始いたしました防府市体育館「ソルトアリーナ防府」に変更いたしました。陸上競技場から若干距離はございますが、従来の屋外テントとは異なり、雨や風の影響を受けることもなく、また暖房施設を完備しておりますことから、参加選手には大変好評を得ているところでございます。

大会運営につきましても、走路内の競技の安全性を確保するため、周辺の自治会の御協力により、走路整理員を大幅に増員するとともに、上位2名の合計タイムで競う団体賞の導入、また、完走証の即日交付や前夜祭となる「歓迎の夕べ」を開催するなど、参加者の利便性の向上や歓迎ムードの盛り上げを図ってきたところでございます。

一方、大会への参加者が増えたことは大変喜ばしいことではございますが、制限時間の緩和に伴い、コース沿線地域の交通規制の時間が延長されることとなりまして、市民の皆様への生活に与える影響も少なくない状況となっております。

こうした状況の中、影響をできる限り少なくするためには、マラソンコースの一部見直しが必要であるとの考えから、平成22年度、主管団体でございます防府市陸上競技協会を中心に、大会関係団体・関係機関と、高低差が少なく、かつ記録の出やすい従前のコースを基本に、新たなコースについて、沿道企業や商店街、各関係自治会の要望、意見等を拝聴しながら、慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、新しいコースを平成22年7月に正式決定し、日本陸上競技連盟に公認申請を行い、平成23年3月、同連盟から正式に公認コースとして認定され、昨年の第42回大会から、新たなマラソンコースとして大会を開催したところでございます。

既に、皆様御存じとは思いますが、防府読売マラソン大会は、制限時間を緩和した第39回大会以降、開催ごとに参加者が飛躍的に増加し、昨年の第42回大会においては計2,380人という大会史上最多の参加申し込みをいただき、大変喜ばしく、参加された選手の皆様、御苦勞いただいた関係者や地元の方々に感謝しているところでございます。

昨年の42回大会は、先ほど申し上げましたとおり、新たなマラソンコースでの開催となりましたが、記録的にも優勝及び2位のタイムがそれぞれ防府読売マラソン大会歴代11位と16位にランクされ、7大会ぶりに歴代20傑が更新されるなど、今回の新しいコースは、従前のコースと比較しても遜色ないものと考えております。

また、各関係者の御尽力により、全体的な大会運営はスムーズであったと思っておりますし、話題の公務員ランナー川内優輝選手の出場や、終盤まで白熱したレース展開となり

ましたことから、例年にも増してより多くの市民の皆様が沿道で大きな声援を送られ、大いに盛り上がりました。

こうした大きな大会を運営するに当たりましては、準備段階から大会関係団体・関係機関と入念な打ち合わせを実施し、開催には万全な体制で臨んでおりますが、さらに大会終了後、大会運営について毎回検証を行い、問題点、改善点について、その都度対応を行ってきております。

さて、防府読売マラソン大会の今後についてでございますが、去る2月7日に、主催者でございます山口陸上競技協会、防府市教育委員会、K R Y山口放送、読売新聞西部本社、主管団体の防府市陸上競技協会及び防府警察署の大会関係者で構成されております実務者会議を開催し、それぞれの立場から、今大会での事業実績や反省などの報告がされております。

実務者会議では、今大会を踏まえ改善すべき点といたしまして、競技場から表彰式会場であるソルトアリーナへの移動が難しい、選手の貴重品預かり所及び荷物を置くためのテントのレイアウト見直し、給水後の紙コップの回収が困難である、競技規則の明確化等の問題が提起されました。

これらの課題は、いずれもこの実務者会議のみでは解決が難しいため、今後、各関係団体の担当者レベルでの検討委員会を立ち上げて協議を行いまして、具体的な改善策、対応策について、次回の実務者会議に諮ることといたしております。

なお、このことは、去る2月16日に開催しました防府読売マラソン主催者会議で報告し、承認をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、昨年の第42回大会の結果を踏まえ、第43回大会に向けて、関係団体・関係機関と連携を密にし、大会運営の質を高めるとともに、参加選手へのサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） ありがとうございます。それでは、二、三、再質問させていただきたいと思っております。

今、2月7日に各主催団体で構成する実務者会議を開催して、いろんな競技場からソルトアリーナへの移動が難しいとか、それから規則の明確化とか、いろいろな反省が出たと、それは今後また会議を開いて解決していくと、こういうようなことで、またそのことについては2月16日の主催者会議で承認を得たと、こういうふうな御回答だったわけですが、私が聞いたところによると、スポンサーというか、広告というか、これをいろ

いる各団体のお方というか、主催者団体だろうと思うんですが、とりに回られるのに、主催団体というものが今8つ、要綱に書いてあるんですが、ある会社に重複して広告の依頼とか、そういうようなことで御依頼に行かれたと、こういうような声も聞いたんですけれども、その辺についての反省ということは出なかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防府読売マラソン大会の主催者については、今、重川議員が言われましたように、8団体、名前を連ねております。その中で、読売新聞社さん、それからK R Y山口放送、こういった民間企業もいらっしゃるわけですが、広告につきましましては、そういった民間企業の方が独自の方針、方法に基づき、それぞれ独立した事業活動の一環として、広告依頼を行っておられるものというふうに考えております。それぞれの企業の通常の営業活動となっております。

ですから、今回の反省会では、特にそういったことについては出ておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） 今、答弁いただいたように、8団体が主催団体となっていると。それで、広告を出す側としては、1回目、断ったと、それからまた別のほうから2回目が来られたと、こんなことで迷惑というか、そういうこともあるので、そういうことのないように、一元化できるような方法をまた考えてもらいたいというふうに思っております。

それから、当然ながら、ポスターの作成をされているわけでございますね。これも、いつポスターができて上がるのかというお尋ねをあるところにしたら、それはうちの分野の担当じゃないからわかりませんと、こんな話もあったというふうなことで、早くポスターを掲示しないと、一般の方に対するPRというか、これも効果がないんじゃないかと。

こういうことで、それも一元化しないと、やっぱり市民の方というか、いろいろところでそごが生じるんじゃないかと思うんですが、そういう苦情というか、意見は出なかったのかどうか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 主催者の中でそれぞれ役割分担をしておりますして、ポスター、チラシ等についてはK R Y山口放送が番組中継の広報のために作成して、毎年、大会の大体3週間ぐらい前に各関係者へ配付しております。

今後、配付時期等につきましては、K R Y山口放送さんと連携を密にして、またいろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） そういうようなこともございましたので、現在、各マラソン大会をいろいろ調べてみました。そうしたら、今はマラソンブームというか、ジョギングブームというのか、各地で物すごく多くの大会が開かれております。大きいところだけを調べてみたんですけれども、主催団体が、防府市のようにたくさんの団体が主催団体を構成しているところもありますけれども、実行委員会形式でやっているところがかかなり多いんですよ、大きい大会。そういう方法は考えられないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防府市は主催者が8団体、それぞれ名前を出しているわけですが、歴史のあるほかのマラソンにつきましても、昔からある大会はそういうふうな、各主催者が名前を出しておられるというところが多いようでございます。

防府読売マラソン大会の場合には、開催に当たって、大会関係団体・機関の代表者により構成されております決定機関である主催者会議、それから大会の実施要綱など、大会運営に係る重要な案件の協議を行う実務者会議、それから運営の詳細な事項について、必要に応じて設置される担当者レベルでの検討委員会というふうに、組織的に運営されておりまして、実質的には実行委員会方式と変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） 今、御答弁いただきましたように、実行委員会方式と変わらない、いろんな会議を構成していると、こういうようなことでしたが、先ほどから私が申し上げましたような大きい項目でも、重複とか、あるいは、ある主催団体に尋ねても、それはわからないと、こんなことが多々あったので、やっぱりどこかで一元化して、そういう方式を取り入れるべきじゃないかというふうなことを思っております。

それで、また、いろんなよその大会、私も資料はたくさん持っております。十分検討して、また次の大会開催に向けて努力をしてもらいたいと思います。

それから、2点目でございますが、大会による経済効果、宿泊とか飲食、あるいは土産物の買い物状況等、よその大会でも結構それを試算した統計数値というのを出しているところがあるんですが、防府の場合、こういうことを調査されたことがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 経済的効果については、調査はしておりません。

ただ、昨年の第42回大会では、山口県外から約1,800人の選手の参加申し込みがありまして、防府市内のホテルや旅館などの宿泊施設では、開催日前日の土曜日を中心に、宿泊客を賄い切れないというようなお話も聞いております。毎回、防府の特産品を参加賞として参加者にお渡ししたりしておりますので、地元経済にはかなり貢献しているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） せっかくの大会で、規模も最初が幾らでしたかね、今は二千数百名という参加人員になっておりまして、教育部長がおっしゃったように、宿泊も間に合わないというような状況が生じてきているということで、ぜひそういうことも一度やってもらいたいというふうに思っております。

下関の海峡マラソンでは4億4,290万円の経済効果があったと、あるいは有名ないぶすき菜の花マラソン、これは10.6億円と、東京マラソンに至っては240億円の効果を出しておると、まだほかにも、小さい青島マラソン、これが5.7億円とか出しております。そういうことで、ぜひそういうことも検討してもらいたいというふうに思います。

それから、今後の大会の位置づけでございますが、当初から新人の登竜門ということでこの大会は始まったわけでございますが、今は、シティマラソンのような要素を含んでいる部分もかなりあるわけでございますが、今後の大会の目標をどのあたりに置いて実施されていこうというふうに考えているのか、わかればお教え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防府読売マラソンは、昨年の大会で42回の歴史を刻んでまいりました。この間、さまざまな国から選手に参加していただき、2時間10分以内の記録を持つようなサブテンランナーも数多く参加していただいております。現在、オリンピックや世界選手権の選考レースであるびわ湖毎日、福岡国際、東京マラソンの3大会に次ぐ、日本陸上競技連盟後援の大会として位置づけられております。

近年のマラソンブーム、競技人口の増加などから、第39回から制限時間を緩和して、一般ランナーにも門戸を広げましたが、基本的には大会当初の目的である競技的マラソン大会の開催を主眼とすることを、今後も大切にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） ありがとうございます。それじゃ、1番目の質問の締めくくりでございますが、マラソン大会をどういう目的を持って開催するのかということござ

いますが、ここに短期的な効用、短期的にはこういうことが目標でマラソン大会を開催するんですよと、中期的、あるいは長期的にはこういう効果をねらってマラソン大会をやるんですよと、そしてそれを踏まえて、今後の取り組みはこういう方向で進むんですよと、そういうような目的の明確化というか、それも含めて、今後、取り組んでいただきたいということを要望して、1点目の質問は終わりにいたします。

それじゃ、2点目に移りたいと思います。

まず、防府市におけるまちのグランドデザイン——グランドデザインを日本語に訳しますと、全体を長期的かつ総合的に見渡した構想と、こういうことですが、これをいかに描いておられるのかについて質問いたしたいと思います。

よく、まちには顔がなければならない、あるいはへそがなければならないと言われております。さきの1月30日に発表された厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、2010年に約1億2,800万人であった日本の総人口は、50年後の2060年、私が生きていたら120歳になるわけですが、そのときには30%減の8,600万人台に減少すると予測しております。

そしてまた、そのときの高齢化率は、65歳以上を指すわけですが、40%になるとも予想されております。この推計は日本全体のことを言うのであって、地方においてはまだまだ顕著であるのではないかと危惧されるわけですが。

地方都市である我が防府市が、そのようなことにならないように願うばかりですが、そうはいってもなかなか抗し切れるものでもないと思っております。少しでも市民みんなが住みやすい、住むなら防府、暮らすなら防府、さらに言うなら、遊ぶなら防府、買い物するなら防府、働くなら防府、学ぶなら防府と言われる、ふるさと防府のまちをつくり上げていかなければならないのではないかと思っております。

そこで、市行政として、以上述べましたことを背景に、どのようなまちづくりを目指すのか、どのようなまちにしていきたいと思っておられるのか、具体的にまちのグランドデザインを描いておられるのか、お尋ねいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、我が国では、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行が現実のものとなっておまして、既に長期の人口減少過程にあって、今後はさらに人口構造そのものが大きく変化していくことが予測されております。

また一方では、経済活動をはじめとする各分野で、急速にグローバル化が進む厳しい社

会環境となっております。

私たちを取り巻く、この社会環境の変化に的確に対応し、これまで取り組んできたまちづくりの成果を生かしながら、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するため、昨年3月に第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」なるものを策定いたしております。総合計画は、平成23年度を初年度としまして、目標年次を平成32年度とする、計画期間10年間のまちづくりの指針でございまして、言うなれば防府市のグランドデザインでございます。

この総合計画に基づき、まちづくりの理念でございます「安全で安心して暮らせるまち」、「多彩な魅力が輝くまち」、「いきいきと人がふれあい活力のあるまち」を実現するための諸施策を着実に実施いたしまして、目指すまちの姿として、将来都市像に掲げております「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を構築してまいりたいと存じます。

さらに、将来都市像を実現するためのまちづくりの大綱を明らかにし、環境や医療・福祉、教育や産業などの各分野において、人的・物的な資源を最大限に活用しまして、生活実感の向上や、ふるさとを愛する心の醸成、地域経済の活性化を通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある、防府らしいまちづくりをすることにより、この将来都市像が達成されると考えております。

御質問にもございましたように、今後は人口の減少や人口構造の変化が予想されるところでございますが、本市の総合計画は、時代の潮流を把握し、これからの社会環境の変化にも柔軟に対応していけるように策定しておりますので、厳しい社会環境の中にあっても地域が生き残っていけるよう、総合計画に掲げる「6つの大綱」と「41の施策」を粛々と推進していきたいと考えております。

これからも、引き続き、本市のグランドデザインでございます「第四次防府市総合計画」を着実に推進し、豊かな自然や歴史と文化を大切にしながら、人もまちも元気にあふれ、魅力ある文化がはぐくまれ、産業が活性化している防府市として、市制施行100周年を迎えることができるよう、市民や議会の皆様のさらなる御協力をいただき、皆様にご自信と誇りを持っていただける「ふるさと防府」を築いてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） ありがとうございます。市長から、今、まちづくりプラン2020、この内容について御答弁をいただきました。

それで、まちには、1回目の質問で言いましたように、中心部がなければいけない、へ

そがなければいけない、それから市長の、2月15日の市広報「市長からのメッセージ」、この中で市長は、市外の職員採用者ですか、これの意見をるお聞きになっておいて、その中で市外から来た人が防府市にはへそがあると、こういうふうな意見が多いというようなことを「市長からのメッセージ」の中でお書きになっているわけですが、実際、市長自身もそういうふうにお考えになっているのかどうか、これは受験者が言った言葉でございますね。まず、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今回、追加で職員採用を行いました。面接に臨まれた方々の大半が市外の方で、中には県外の方も多うございました。私のほうから「防府の第一印象は」とお聞きしましたら、岩国や徳山や宇部や山口と比べて、防府にはへそがあるという返事を複数名、四、五人の方が25人ぐらいの中でそういう返事をされたことがございまして、私は極めて印象的にそれが残ったんです。

私自身としては、その方々がおっしゃられた気持ちであるところの駅ですね、駅を中心とするまちが整っているというふうに、その方々はまずお考えになったのであろうと思うんですが、それを励みにして、もっとしっかりとしたまちづくりをやっていかないとかなど、そのように私は感じた次第でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） 市外からおいでになった方が、どこの地域の御出身かわかりませんが、防府の駅におり立って駅を見たときに、そういうふうにお感じになったと、こういうことだろうと思いますが、私にはそうは思えないわけでございます。

今、市長、御答弁の中で、駅という、あそこには再開発ビルもありますし、南には大型店もあります。そういう印象を持って言われた言葉だと思いますが、これから、駅でございますが、下関も今後、駅の改築をやって、駅を中心にまちづくりをやると、それから山口市も新山口駅ターミナル構想を行って、また中心部のまちづくりをやると、隣の周南も今度は駅を中心にまちづくりをやるという計画を描いております。それから、岩国市もそうでございますね。駅舎の改築をやって、中心市街地を活性化すると、こういうような構想を各山陽沿線では描いているわけでございます。

それで、私は今の防府市の駅前の状況を見ると、決して大きい予算、これを投入してやった割にはその効果を発揮していないというふうに思うわけですが、駅周辺整備事業に投資した事業費は今までどのぐらいになっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳しいことは担当部長から答弁いたさせますが、おおよそ

500億円ぐらい、私は投入されたと、そのように感じておりますし、そのことが他都市に比べていち早く駅周辺というものに注目をして、鉄道の高架事業という大事業をやり上げていって、今日の形になっておると。

この先人の御努力を無にすることのないように、また投下したものに見合うような将来が展望できるように、今ある私たちが努めていかななくてはならないと、自分自身はそのように肝に銘じているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 駅周辺整備事業の総事業費についてでございますけれども、昭和54年から県事業として行われました連続立体交差事業が224億円、昭和55年から市が取り組んでまいりました駅南土地区画整理事業が37億円、平成5年から実施されました駅北土地区画整理事業が93億円、また平成4年からアスピラートの建設やプロムナード整備、てんじんぐち多目的広場の整備を行ったまちづくり交付金事業が49億円、平成4年から組合施行で取り組んでおられました防府駅てんじんぐち市街地再開発事業が54億円、合わせて約460億円でございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） 市長、あるいは土木都市建設部長さんのおっしゃった500億円近い、駅周辺整備事業に投資をされているわけでございます。

そこで、お尋ねいたします。

まちづくり三法というのは、大規模小売店舗立地法、それから中心市街地の活性化に関する法律、それから都市計画法、これが平成18年ですか、改正されております。これはどういうことなのかということでございますが、これは今後はコンパクトシティを目指す、ということでこれらの法律が改正されたわけでございます。

私は、平成18年の6月に、そのことでいろいろ質問をいたしております。このときに、本市はカネボウ跡地のロックシティ、今できていますね、これのことについて、私、質問しているわけでございますが、市はそのときに準工業地帯、建築基準法第49条1項、特別用途地域と、これは準工業地帯を特別用途地域に指定して、大型店を規制できると、こんなことがこの中に盛られているんですが、そのときに市はこういう回答をされておりますね。「防府市独自の見直しを行い、中心市街地の活性化は推進するけれども、中心市街地では国の援助を今後必要とする緊急性の高い事業は当面考えられない」と、こういうような回答をされております。これは、私が18年6月にお尋ねしたときか、22年の12月にも、ちょっと観点は違うんですが、土井議員が質問されている中の回答で、こういうような言葉があったわけでございます。

それで、その理由として市が上げられているのは、地価に影響するということが1点と、それから私的財産に制限をかけるということが1点と、それからまた集客施設がほかに逃げて、市民消費が他市等に流出するというような理由をかけて、こういう理由でそのときになさらなかったと。

私は、やはりコンパクトシティ、これから人口減少がどんどん進んでいく、50年後には日本全体で3割も4割も減っていく、防府市はそのときに考えると半分以下になるんじゃないかと、こんなこともありますので、やはり、まちなか居住も含めて、働く場もそうでしょうが、コンパクトシティを目指すべきじゃないかというふうに思うわけでございますが、市のほうのお考えはいかがなものか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 詳細につきましては担当部長から答弁いたさせたいと思いますが、マクロな面においての私の存念を申し上げさせていただきますと、やはりこれからは少子化社会に突入をしていく、高齢化社会を迎えるという中で、コンパクトな中心域、都市機能をしっかり保っていくにはどうしたらいいかということを考えていくと、私なりに考えますのは、住居と、そして病院と、そして公的機関を兼ね備えた都市機能というものが中心部には求められる機能ではないだろうか、住居と病院、そして公的な機関を兼ね備えた都市機能というような感じで固めていくのが一番いい状況ではないのかなと、私には感じております。

一方、議員御指摘の準工業地帯等に大型店が出店していく等々のことにつきましては、実はこれはもう古い話でございますけども、昔は大店法なるものが厳然としてございまして、商調協のようなものが開かれて、大型店が、このまちにはどの程度がふさわしいかというようなことを協議し、合意を得なければ、これが建設ができなかったわけでございますけども、いつしか規制が大幅に緩和されて、どんどん出店が可能になっていくという状況が出てきたのも現実の、事実でございます。

そうした中で、先ほど申し上げたような答弁を平成18年なり平成22年なりにいたしているところでございますが、それはそのときの答弁として、私はその時代に合ったものではなかったかなと、そのようにも思っております。

ただ、これからの、では展望したときに、いつまでもこういう状況で、準工業地帯にどんどんそのような商業施設が建設されていくことがふさわしいかどうかということなどは、おのずと現時点の状況を見れば、判断をまたしていかななくてはならないところではないかと、こんなふうにも考えているわけでございまして、ただ野放図に無規制の中でどんどんやっていけばいいと、こういうふうには決して私個人的には考えておりませんことを申し

上げておきたいと思います。

詳細は担当部長から答弁いたさせます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） コンパクトシティについての考え方ということでございますが、これまでは国のほうが地域づくりと申しますか、そういったものを主導してきたと申しますか、そういった形にあらうかと思っております。そうした中で、本市におきましても、都市計画法に基づきましてしっかり区域区分をやって、秩序ある市街化の形成には努めてきているところでございます。

また、先ほど議員がおっしゃられたように、やはり先人たちが知恵を働かされまして、例えば南部のほうには塩田を一大工業地帯として整備されてきたわけでございます。また、北部方面につきましては、しっかりとした文化財、歴史といったものを守り、伝えてきているところだと思っております。

そうした中で、中心市街地におきましては、鉄道高架をはじめとして、市街地の区画整理等々も進めまして、また駅周辺の再開発事業も進めてきたところでございます。そうしたことから言えば、防府市は今の時点では、他市と比べてバランスのあるまちづくりを形成してきているのではないかというふうに考えております。

今後は、先ほど市長が申しましたように、まちなか居住という考えの中で、どういった施策を打ち出していくか、本当、これから先のグランドデザインは地域が考えていくべきものでございます。地域主権の時代になったわけでございますので、そういったところを市議会の皆様のお知恵もおかりしながら、しっかりと描いていく時期に来ていると、そのように感じているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） コンパクトシティは目指さなきゃいけないと、こういうようなお考えだろうと思うんです。それで、「商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が、「中心市街地の活性化に関する法律」に18年に改正されたわけですね。この計画によると、いろんな利点、現在、まちなかにあるビル再生事業とか、いろんな優遇措置があるわけでございますが、早速、山口市、下関市は基本計画の承認を総理大臣認定を取りつけて、まちづくりをやっているわけでございます。

今後、周南、それから岩国がやろうとしておるわけでございますが、防府市はこういうお考えがあるのかどうか、ちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほどの市長の答弁にありましたように、平成17年

での一般質問の御回答、そして22年の一般質問の御回答におきまして、現在、防府市としては、22年の12月議会でございますけれども、新法が施行されて4年が経過しておりますと、中心市街地を取り巻く状況も変わっていること、また既に準工業地域について、特別用途地域を活用した大規模集客施設等の立地制限を行っている自治体もあることから、近郊都市の動きも見詰めながら、本市としての新たな基本計画を策定するについては、今後、研究してまいりたいという市長の答弁がございました。

現在も、先ほどの市長の答弁がありましたように、今後、しっかり他市の状況も見守り、さらには防府の状況、これもしっかり把握いたしまして、十分検討してみたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） 残り時間がございませんので、今、産業振興部長、お答えになった18年から、今は24年でございますので、もう4年、5年たっているわけでございます。そのときも、他市の状況、あるいは県の動向、こういうことをおっしゃっている。それから、22年12月、土井議員の質問のときにも、たしかそういう回答じゃなかったのかなど。また、今回も同じ回答でございますので、その辺は行政としてやはり考え方を明確にしないと、市の中心部が疲弊、ゴーストタウン化していきだろうというふうに思っております。

そこで、最後ですけれども、現在、行政に頼っちゃっちょっやどうもならんという考えでもないんでしょうが、まちの方々が民間業者等と一緒にあって、このまちをどうかせんにゃいけんと、こういうようなことで、今、一生懸命力を出していらっしゃいます。それに対する支援はやはり行政が後を押さないと、なかなか前へ進まないと思うんですよ。それで、こういうことに対して、市の行政が一步前へ乗り出して協力すると、していかなければならないと、こういう決意があるのかどうか、これをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御指摘の、今、まちなかにおきまして、民間の方がしっかり頑張っておられると、何とかしようという行動を起こしておられるのは承知しております。その支援につきましては、行政としてできることがあれば、お手伝いもしたいと思っておりますし、また行政として制度の拡充など、必要な場合には検討させていただければというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 重川議員。

○4番（重川 恭年君） その辺については、十分、行政でできない知恵とか、工夫とか、そういうようなものもあると思いますので、市の一部署じゃなしに、いろんなところの知

恵を出して、あるいは、生かして、このまちが本当にコンパクトで活力あるまちになるようにしていただきたいと思います。

時間が参りましたので、これで私の2点の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、4番、重川議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、9番、三原議員。

〔9番 三原 昭治君 登壇〕

○9番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治です。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、公共施設における喫煙所の設置についてでございます。

近年、たばこの喫煙による受動喫煙が社会問題となっています。これに対し、厚生労働省では、健康増進法の第25条に規定された受動喫煙の防止について、受動喫煙防止対策についての通知を行い、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示したところでございます。これに伴い、山口県でもたばこ対策ガイドラインを策定し、受動喫煙対策を推進しております。

そのガイドラインによりますと、学校等をはじめ医療機関、児童福祉施設等においては原則敷地内禁煙とうたっております。また、官公庁のいわゆる自治体の庁舎や体育館、スポーツ施設等については、施設内禁煙ということをやうたっており、さらには社会福祉施設や公民館のような集会所、美術館、博物館など、施設内禁煙としていますが、場合によっては適切な受動喫煙防止対策を講じることと、つまり喫煙所などによる分煙対策もよろしいですよということだと思っております。

そのほか、地域について、子ども等が利用する区域、通学路や公園等々も、受動喫煙防止対策のための配慮が必要とされています。

さて、受動喫煙対策は当然のことだと私も思いますが、喫煙者を悪人のごとく追いやる近年の風潮はいかかなものと私は思っております。喫煙者の皆様による多額な納税は、防府市の貴重な財源となり、市民もその恩恵を大きく受けているわけでございます。

昨年6月、喫煙所の設置を求める分煙対策について一般質問後、多くの喫煙者から同様に設置を求める声が私のところに届きました。喫煙者の方々は、何も故意的に受動喫煙を押しつけているのではありません。大半の方は、モラル、ルールのもとで、喫煙を楽しみとされているわけでございます。

市長は、昨年、私の質問に対して、受動喫煙が社会問題となっているが、たばこを吸う

人、吸わない人が安心して暮らせる環境づくりが必要だという答弁をされています。防府市の同じ公共施設でありながら、庁舎では喫煙室が設けられ、きちんと分煙対策が講じられているが、一方では敷地内も禁煙と、排除するような対応は公共の公益性に反したものだと思っております。

受動喫煙対策とともに、多額な納税者である喫煙者の皆様に感謝の意も込め、公共施設に喫煙所を設け、吸う人も吸わない人も安心して暮らせる環境づくりを図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 9番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 公共施設における喫煙所の設置についての御質問にお答えいたします。

昨年6月市議会一般質問でお答えした内容をなぞることとなりますが、まず学校につきましては、児童・生徒の健康被害の防止や喫煙防止教育を推進している教育機関としての社会的な役割を担っておりますことから、昨年4月より、市内のすべての小・中学校において敷地内禁煙を実施しており、学校敷地内に喫煙所を設置しておりません。

なお、学校敷地内禁煙につきましては、教職員はもちろん、学校への来訪者や学校施設の利用者にも御協力をいただけるよう、看板の設置や文書の配布などを通じて周知を図っているところであり、皆様には御理解いただいているものと考えておりますので、今後につきましても、学校敷地内への喫煙所の設置は予定しておりません。

次に、公民館でございますが、地域づくりの拠点として、多くの市民の方に利用されている公民館では、受動喫煙防止対策として、すべての公民館におきまして、施設内禁煙といたしておりますが、地域によって実情が異なりますので、敷地内禁煙とするかどうかの判断は各公民館の運営審議会に諮って決めていただいております。

現在のところ、市内の16公民館のうち、館外に喫煙場所を設けて、分煙対策を講じておりますのは、富海、勝間、松崎、中関、野島、華城、大道、小野公民館の8館でございます。また、防府市公会堂につきましても、館外に灰皿を設置し、分煙対策を行っております。これらの公民館及び公会堂を利用される喫煙者の方々には、入り口から離れた受動喫煙のおそれがない場所での喫煙をお願いし、御協力いただいております。

一方、牟礼、華浦、新田、向島、西浦、佐波、右田公民館と文化福祉会館の8館では、敷地内全面禁煙といたしております。喫煙者の方々には御不自由をおかけしていることと思っております。

しかしながら、喫煙所の設置につきましては、公民館の建物内は狭く、喫煙所を設けるスペースがないこと、また敷地も狭隘であることから、設置が困難であると考えておりま

すので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 公民館の敷地は狭いと申されますが、私もいろいろ回って見ましたが、そんなに大きなスペースをとって、喫煙されたらどうですかというのではないので、私は可能であると考えております。

そこで、こういう受動喫煙対策についての通知等、いろんな通達やいろんな声がありますが、何事も一方を聞いてさたするなど申しますが、これは吸わない方の、私は考え方であり、意見であると考えております。

そこで、お尋ねしますが、こういう措置が昨年からとられ、喫煙者の方々についての御意見、またその実態等について、部長は昨年の一般質問の回答で、敷地内禁煙に伴う問題点については個々に検討する、そして対応したいということ述べておられますので、その実態、また声はどのように聞かれて、どのように今、対応を考えられているか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 敷地内禁煙を実施されている公民館につきましては、もともと教育委員会は、各公民館のそれぞれ実態が違いますので、その実態に応じて利用者の御理解を得て決めてくださいということで、敷地内禁煙を実施されました公民館につきましては、それぞれ運営審議会決められて、そのような取り扱いをされております。

その後の状況でございますが、特に敷地内全面禁煙を実施して、それについての利用者からの御意見というものは無いというふう聞いております。

昨年の6月から、また敷地内全面禁煙を実施した館が、昨年6月時点では5館ございましたけど、今は8館になっておまして、増えておりますが、それもそれぞれの公民館の運営審議会の判断によって、そういうふう広がってきたものというふう考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） その声というか、実態、また声というのは、直接部長のほうで聞かれて、把握しているということですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 声というのは、公民館を主管しております生涯学習課のほうで、そういう声は聞いていないというふうに私は聞いております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 聞いていないのか、そういう調査をしていないのか、調査をしていないから聞いていないというのかよくわかりませんが、去年も私ちょっと実態について少しお話をさせていただきました。敷地内禁煙の部分につきまして、去年は敷地内禁煙になった方々がどのような対応をされているかということで申しましたが、公民館はフェンスが張られているわけですね。フェンスから、首から上をフェンスの敷地外に出され、体は敷地内におさめられ、これは敷地外で喫煙ですということが今もって行われております。

それどころか、もう一つ言いました、敷地内でいけないということで、敷地外ということで路上に出てたばこを吸われております。これはあるところでは通学路になっております。たばこを吸われて、そこへ子どもたちが前を通過するというのは大変危険なことでもあり、先ほど言いました県のガイドラインでは、そういう通学路についても配慮しなさいよというのがございます。幸い、あるところは隣がスーパーでございまして、スーパーにちゃんと喫煙室がありますので、そこへ行かれて吸っていらっしゃる例もあります。

さらには、もっと具体的には、敷地内の死角となる見えにくい部分、そこへ行って吸われている方もいらっしゃいます。私は冗談で写真を撮りましたが、そういう行為も、今、行われております。それは、利用される方は皆さん御存じです。

しかし、だれもそれを注意もされませんし、それをどうのこうのありません。どうしてそれが注意されないか、おわかりになりますか。つまり、人間関係がおかしくなるからです。いいとか、いけんとか、何しよるんかとか、そういうことがなかなか言いづらいという声も聞きました。別にそのぐらいのことはというので、こういう行為が今、そういう規制によって生じていると。

運営協議会の方にも聞いたんですが、上のほうから——上というのは教育委員会からかもしれないんですが、敷地内全面禁煙としなさいというような感じで私たちは受けとめて、そういうふうにしていったという方もいらっしゃいました。

これは、ちなみに公民館の話はきょうはしているんですが、教育長さん、学校ではどういう実態であるか、御存じはないでしょうか。ないと思います。

学校では、敷地内は完全に全面禁煙でございますので、先生は休み時間に車に乗って外に出られて喫煙されております。私、すごく、吸われることは別に全然、問題ないと思っております。ただ、そこまでさせて、例えば何か危険なことが学校内で起きたとか、火災が起きた、不審者が入った、先生はたばこを吸いに外へ出ていらっしゃったという、余りいい状況ではないと思うんですが、どう思われますか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいま議員御指摘の教員の、いわゆる喫煙する者が、勤務時間内に敷地内禁煙ということで、どうしても吸いたいときに車で出て、校外で喫煙をする、車の中で喫煙をする、そしてそうしたときに学校内で事故、あるいは事件が起こったときにはということです。そうしたことがないように、私ども学校に指導してまいりたいと思います。やはり子どもの安全、あるいは学校でのそうした生活が一番だと思えます。

ただ、それを個人のそうした嗜好を、いわゆるたばこを吸うという、そういう嗜好を禁止するものではないというふうに思っていますが、やはり職務柄、少し控える、あるいは学校内では絶対、やっぱり子どもたちの健康のためには吸ってはならない、そうしたことを私ども大切にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） おっしゃることはわかりました。対策は1つしかないんですよ。朝来て、業務が終わるまでは吸うなど、一切学校から出るなどということしかないわけですよ。大変きついことだと思います。

私は決して、本当に、先ほども申しますけど、私は逆に吸う人の立場のほうで質問させてもらっているわけですが、昨年も言いました、吸われる方のおかげで、先ほども高額な税金を納税していただいているというお話をいたしました。前回も同様のことを申しましたが、この税金というのは、税額の計算もしなくていい、あなたは何本吸ったから幾らですよという計算もしなくていいし、それに伴う納税通知書も出さなくていいし、未納者についての徴収もしなくていいと、全く手がかからない、大変ありがたい、私は、これは税金だと思います。考えによれば、たばこを吸われる方は市にとっては功労者であると、私は思っております。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、高額納税者ということを申しましたが、22年度の納税額、そして23年度の決算見込みはどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 市たばこ税の平成22年度の決算額でございますが、22年度の決算額は6億8,900万円でございます。それから、23年度の予算額でございますが、さきの3月議会で補正をお願いして御承認いただきましたけども、3月補正後の予算額は7億3,400万円となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 22年度が約6億9,000万円、そして23年度の見込みが7億3,000万円というのは、防府市の今、大変不景気な時代に大変貴重な、私は財源だと思います。法人税、市民税等を省きましても、大変大きな、私は税金の1つだと思っております。

そこで、お尋ねします。今後の公共施設における敷地内、施設内の全面禁煙について、たしかその方向で取り組んでいきたいと前回答弁がございましたが、もう一度、公共施設における禁煙対策についての計画をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 昨年の6月に御答弁した内容でございますけれども、先ほどから申しておりますように、先ほどは私が申したわけではございませんけれども、答弁させていただきましたように、市庁舎では現在、喫煙室を5カ所は設けております。

しかしながら、これにつきましても、厚労省の健康局長通知等ございますので、今後はそういった見直しも含め、削減の方向に行くのではないかというような答弁をさせていただいたというふうに記憶いたしておりますが、今後もそういったところで、市役所についても分煙は、今、しているわけでございますけれども、受動喫煙対策といえますか、そういったことについてはやっていく方向になるのではないかというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） たしか前回の質問では、順次、公共施設における全面禁煙対策ということで、市庁舎においてもその対応を図っていきたいという答弁でございました。

そこで、お尋ねしますが、公共施設ということで、防府競輪場も公共施設の1つと私は思っておりますが、現在、防府競輪場では禁煙対策についてどのように取り組まれているか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 防府競輪場における喫煙所の設置状況等についての御質問でございますが、メインスタンドの特別観覧席、これにつきましては室内に喫煙所を設置いたしております。

また、サイクルシアターにつきましては、休憩室、あるいは踊り場を喫煙場所としておりますけれども、観覧席や西側休憩所等につきましては、室内は全面禁煙としておりますが、ほかの方につきましては、室内以外の喫煙場所は出入り口付近に灰皿を設置いたしまして、そこを喫煙場所といたしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） これも、競輪ファンの方といろいろお話をしたわけなんです、先ほど特別観覧席にはきちんと分煙室、喫煙室が設けられている。同じお客でありながら、お金を出せば吸う部屋がちゃんと設けられているのかという御指摘もありました。

私は答えたのは、あなたもちゃんとお金を払っていらっしゃいますと、納税者ですよ、その部分で払っていらっしゃいますということでしたが、他の特別観覧席以外のお客さんも、私はかなりきちんとしたところで吸わせてほしいという声を聞いておりますが、そういう要望とかいうのはお聞きになっておりますか。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） ファンの皆様で喫煙をされるお客様からは、喫煙室の整備について御要望がございますが、現在のところ設置するスペースなどの問題がありますことから、喫煙をされるお客様には十分な環境整備ができていない状況でございます。

今後は、喫煙されるお客様にも居心地のいい競輪場となるよう、場内の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 一番いい答弁だったと思います。居心地のいい整備をしていくと。やはり先ほど申しました、市長が前回言われたように、吸う人も吸わない人もともに安心して暮らせる環境づくり、これが居心地のいい施設整備だと私は考えております。

恐らく、競輪場で全面禁煙は不可能だと私は考えておりますが、もし全面禁煙を進めていかれるのであれば、公平にすべてをとということになるわけですが。

1点ほど、文化福社会館では敷地内では禁煙となっておりますが、隣の公会堂においては敷地内で喫煙が許可されていますが、これはどういうことか、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 文化福社会館につきましては、先ほど公民館のところで申し上げましたが、運営審議会がございます。そちらの判断で敷地内禁煙ということが決まって、そのように実施しておるわけでございます。公会堂につきましては、指定管理者がおられますので、そちらのほうにそういった検討をお願いしますということは教育委員会から通知はしております。

ただ、利用者の御理解なり、あるいは受動喫煙、施設の状況等を見て、検討していただきたいというふうな通知を差し上げましたが、現在のところは屋外での喫煙ということで、受動喫煙が防止できるというふうに判断されて、そのように取り扱っておられます。

ですから、公会堂は屋外での喫煙は何カ所かに灰皿を置いて、そのように実施されておる状況でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 喫煙される方から見れば、そういう中身がよくわからないし、すごく不条理に感じられているわけですね。

それと、先ほど、当初から運営協議会、運営協議会で決めた、決めたということでございますが、ぜひ再度、運営協議会に対して、喫煙者の声も入れた審議をしてほしいということをお私に再度要望しておきたいと思っております。

何か喫煙者の皆様を、最近の傾向として、すべて排除するような傾向にしか私は映りませんが、先ほど財務部長の答弁にもありました、平成22年度には6億9,000万円と、そして23年度にはたしか1億6,000万円の追加補正があり、7億3,000万円という、大変防府市にとってはありがたい税金が入ってきているわけでございます。

単純に計算しても、7億3,000万円を1%使っても730万円ですか、公民館なり公会堂なり、また文福なり、隅っこに小さな物置と言ったら……。大変今はいい物置がございます。ある市では、私が視察に行ったときに目にしたんですが、物置に換気扇をつけて、きちんと喫煙コーナーを設けておられました。

現状をるる申しましたけど、何か悪い状況を今、つくり出している、隠れて吸うという、昔、よく学生時代に、皆さんもやった方もいらっしゃると思いますが、大人になっても隠れて吸うという悪い環境をつくるのではなく、また地方主権とか地方分権とか、いろいろ独自性のある防府市をつくるのだといういろいろな話がございますが、それならば上級官庁に準じるような旧体制の自治体のあり方ではなく、やはり市長の言われる、吸う人、吸わない人が安心して暮らせる、利用できる対策、対応をぜひ考えていただきたいということで、この項の質問を終わります。

それでは、次の質問に入ります。財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターの運営について質問します。

同センターの運営については、昨年、3月、6月と2回にわたって、2点について質問いたしました。その1点目は、聖域なき行財政改革のもとで、平成14年度に空席とされたセンターの事務局長ポストが、突如8年ぶりに復活された不可思議な人事問題について質問いたしました。

この件については、3月での質問に対して、産業振興部長は中小企業の振興のためと、そして総務部長は商工部門の振興のためと答弁されました。が、しかし、わずか3カ月という異例な形で、他の部署へ異動という答弁内容から、私はこの実態にびっくりしたわけでございます。

また、センターの理事長である市長は、商工部門の振興のためにという理由で、ポスト復活の要請があったのかという私の質問に対し、私はそのような要請は受けておりませんと答弁されました。

しかし、その後、退職部長の処遇ということで配置した、つまり、いわゆる天下りポストで配置したということで、了解ではなく、その実態が明らかになりました。

今回は、再三、不当契約として指摘してまいりました、施設目的を喫茶・商談コーナーとする1階の貸し店舗のいわゆる又貸し問題について、昨年、市から示された弁護士からの意見書についてお尋ねいたします。

弁護士から提示された意見書によりますと、結論では、現状の状態は建物の一部転貸借に当たりますと示し、ただし承諾ある転貸借として、賃貸借契約第11条、転貸借の禁止に違反しませんとしてありましたが、この意見書に対する市の見解をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

山口・防府地域工芸地場産業振興センターの1階の賃貸借契約についてのお尋ねでございましたが、平成23年6月議会での三原議員の一般質問に対しまして、産業振興部長より、「喫茶・軽食コーナーの貸し手である山口・防府地域工芸地場産業振興センターに対して、弁護士等に相談を行い、適切に対応するよう指示したい」と答弁いたしました。

これを受けまして、地場産業振興センターは、早速6月29日に弁護士と協議を行われたとの報告を受けております。その内容は、山口・防府地域工芸地場産業振興センター1階テナントの一面において、賃借人であります「ぷらざFM」が第三者に軽食・喫茶の営業を行わせているが、地場産業振興センターと「ぷらざFM」との間で締結されている賃貸借契約の第11条では転貸借等の禁止が規定されており、第三者が軽食・喫茶の営業を行っていることは転貸借に当たらないか、また転貸借に当たるとすると、現賃貸借契約に違反しないかとの問い合わせを弁護士へいたしました。これに対しまして、9月1日付で弁護士より回答書が地場産業振興センターに提出されたとのことでございます。

その回答書の内容は、「現在の状態は建物の一部転貸借に当たりますが、承諾ある転貸借として、賃貸借契約の第11条には違反しませんとのことでございます。その理由として、賃貸借契約の第11条では、賃借人である地場産業振興センターの承諾なき転貸借や賃借権の譲渡を禁止するとしており、「ぷらざFM」の第三者に対する営業委託については、軽食・喫茶を営業することが地場産業振興センターと「ぷらざFM」の賃貸借の条件となっていること、また軽食・喫茶の営業方法等は「ぷらざFM」に一任されていること、

さらにその後、何の問題なく営業を継続していること、以上の事実関係から、地場産業振興センターは第三者による軽食・喫茶営業の事実を認識し、これを容認していたと認められることから、このことが黙示的に承認していたと判断されるとして、契約書で禁止されている承諾なき転貸借ではなく、承諾ある転貸借として、第11条には違反しません」との回答であったとのことでございます。

これを受けて、地場産業振興センターは、弁護士と協議しながら、現賃貸借契約の見直しを含めて検討されていると聞いているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 私は頭がよくないので、弁護士さんの言われることが大変のどりがよくいきません。もう一つ、意見書の中にあるものを少し御紹介しておきましょう。

意見書の中にあります転貸借先と指摘している喫茶・軽食店の取り扱いについて、「開店に際し、デザインプラザが機関として明示的に承諾した記録はないが、他方で反対した形跡もありません。その後も、デザインプラザは第三者に対する営業の事実を承認しながら、これを容認してきた。以上によれば、デザインプラザは、「ぷらざFM」の第三者による営業委託、実質的には建物の一部転借について、黙示的に承諾してきたと考えられる。したがって、「ぷらざFM」の第三者に対する営業委託は、承諾ある転貸借として、賃貸借契約書第11条、転貸借の禁止に違反しないと考えている」という文言がありました。

黙示ですけど、黙示してくれば、つまり黙示というのは暗黙の了解ということですが、こういうことで、果たしてそれがそのように、弁護士さんが言われたことが正当なのかどうなのか、大変私は疑問に感じます。

そこで、ちょっと土木都市建設部長にお尋ねしますが、都市計画法違反で違反建築物が発覚したと。しかし、これは気づかず黙示してきたから、これは都計法に違反しないんですよということになるわけですか、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 違反という事実については、間違いないというふうに思います。黙示であるから、それが違反ではないということにはならないというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） ですよ。つまり、これをそのまま受け取って、そうですということは、市側と申しますか、デザインプラザ側が全く、きちんと状況について把握を怠っていたと、業務を怠っていたということ、黙示したから、これでいいんですよと私は

受け取れると思います。他の法律関係者にいろいろ尋ねてみましたら、黙示という言葉は弁護士がよく使う常套句ですということでした。

要するに、不当な状況、状態であっても、それを見て見ないふり、黙示に当たるから承諾ということになるわけでございまして、恐らくこんな暗黙の了解ということで、行政が契約等、また業務の遂行をされているとは思いませんけど、こういう形で他にも黙示していたから、先ほどは都計法の関係で違反に当たるということでありましたが、他に何か黙示ということで認めている案件はありますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問の、そのほかにも黙示ということで認めているものがあるかということでございますけども、現在、私としてはそういうものがあるということについては記憶がございません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） それでは、ちょっと原点のほうに戻りたいと思いますが、デザインプラザの建設に当たっては、国からの補助金を受けておりますよね。まず、全体の建設費と補助金額を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず、全体の事業費でございますけども、9億4,793万2,000円でございます。そのうち、用地費が1億2,242万5,000円、建設費におきまして、7億2,765万7,000円、そのほか附帯設備といたしまして9,785万円がございます。そのうちの財源内訳でございますけども、国・県の補助金につきましては、国・県1億7,932万9,000円ずつ、同額で、合計で3億5,865万8,000円でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） ということで、国・県で1億7,000万円、合わせて3億5,000万円ということですが、補助申請に当たって、問題のスペースが、何度も申しますが、設置目的は喫茶・商談コーナーということになっておりましたよね。それで、FM放送局は設置目的から形態が私は大きく異なっていると、以前も指摘いたしましたが、補助金適正化法に基づき、この点について県には、お伺いはされましたか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 喫茶・商談コーナーの一部使用形態の変更を認める場合には、地場産業振興施設建設事業に係る補助金の適正化法に抵触するかどうか、このことにつきましては、県との協議の過程におきまして、この補助金の目的は、地場産業振興

ビジョンに即した地場産業振興施設を建設をし、地域中小企業の振興及び地域経済の健全な発展に寄与することであり、使用形態の一部変更面積44.28平方メートルを認める場合におきましては、設置目的範囲の形態変更であるため、変更部分に係る補助金の返還については、一切、県と協議がありませんでした。

ただし、変更部分に係ります中小企業高度化関連事業、これにつきましては、資金を、その分を面積で案分をしまして、繰上償還する方法が適切であるという県の指示を受けているところであります。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） じゃ、県にお伺いして、回答があったわけですね。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成16年5月17日でございますけども、この時点で申請がありましたコミュニティFM局の設置について、当センターは、先ほど議員から御指摘がありましたように、地場産業の振興資金施設建設補助金、これを交付を受けて建設したものでございます。

したがって、先ほど申し上げました5月17日の日に、今回のFM設置計画につきましては、喫茶・商談コーナーの一部を利用し、事業を展開されるもので、当センターの設置目的である地場産業振興のための事業内容の紹介、地場産フェアなどでのイベントの開催、構成2市6町の地場産品のためのPRなどが実施される予定であり、当センターの活性化に大きな影響を与えるものと考えられます。

○9番（三原 昭治君） それはいいんです。回答があったかないかを聞いている。

○産業振興部長（梅田 尚君） 回答があったかなかったかということでございますけども、昨日、実は地場産業振興センターにお聞きしまして、国の補助金については協議をされていないということの確認をしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） これは、補助金適化法からすれば、大変なことなんですよ。協議をされていないじゃなくて、提出されていますよね、県に。お伺いを出されていますね。じゃないんですか、お伺いされているんでしょう。そのところをはっきり言ってください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御指摘のとおり、先ほど申しました16年5月17日に、市のほうにつきましては、FM局の設置について、補助金について、どうかという、県に打診をしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 打診に対する回答はなかったということですね。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 調査をしてみましたけども、その文書は残念ながら確認ができませんでした。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 大変な、僕は重大な問題だと思いますよ。ちゃんとした手続を踏んで、ちゃんとして対応されているならなんですけど、補助金のこれが適正化法に抵触するかしないかというお伺いを県に提出して、回答のないままに、先ほど、いろいろ形態が変わる、目的は同じというのは、これはあくまでも市が思われる、書かれた内容でありまして、それに全く回答がない。回答がないということですが、大変重要なことなんですけど、ここの部分は、何度か回答をいただくように促されましたか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 回答をいただくように督促されたかということにつきましては、私としては今、記憶、理解、そういうふうなもの、されたかどうかについては把握しておりません。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） されていないようだ、私は。そして、県からのもう一つの回答は、県から融資を受けている中小企業高度化資金について、これも同じく5月に用途変更に伴う計画変更申請書を提出されておりました。先ほど部長の答弁がありました、県からは繰上償還が適切であると指導を受けたということなんですけど、これ、どういう意味か、私はよくわかりませんが、繰上償還が適切であるという指導はどのようなことを指しているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成16年に、地場産業振興センターの中にコミュニケーション機能、これの施設を設置するに当たりましては、地域産業共同利用事業、すなわち中小企業高度化資金のことですけども、この貸付対象施設はどの範囲まで認められるかという通達がございます。その中に、必要な施設として喫茶・商談コーナー、これがあつたわけでございます。

そして、FMの設置が44平米余りでございますけども、決まったということで、この部分に当たる高度化資金につきまして、金額252万5,000円ですけども、繰上償還をしたということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 要するに、県にも事業計画変更申請を出され、市はそれは設置目的から間違っていないということ为先ほどから申されましたが、県が返すようにと指導したということはどういうことなのかということは推して知るべしで、しっかり皆さんも考えていただきたいと思います。

さらに、また原点に戻りたいと思いますが、契約書、平成16年5月31日に契約をされておりますが、契約書によれば、賃借人は防府市西仁井令一丁目21番50号の防府コミュニティFM放送局開局推進会議代表何々さんとなっておりますが、今、家賃はどこから入っていますか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在の家賃につきましては、株式会社ぶらざFMのほうから家賃が入っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） ということは、契約者からは入ってこないで、他の組織から入ってきているということは、これ、又貸しじゃないですか、賃貸借じゃないですか。先ほどから、私がこれまで言ってきたのは、もう一つ又貸しの又貸しを指摘してきたんですが、これも又貸しに当たりませんか、どうですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成16年6月1日でございますけども、当初、5月31日に契約しておりました防府コミュニティFM放送局開局推進会議から、6月1日付で賃借人の変更届が出ておまして、従来防府コミュニティFM放送局開局推進会議から株式会社ぶらざFMのほうに名義が変わったという書類をいただいております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 書類をいただくとか、いただくんとかという話じゃなくて、今は契約書の話をしているんですよ。契約書からいけば又貸しではないですか、賃貸借ではないですかとお尋ねしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） そのようなことはないというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○9番（三原 昭治君） 市の方も弁護士さんが大変好きで、弁護士さん、弁護士さんと、いろいろ私も弁護士さんにお尋ねしましたが、法的な言葉で言うと、人格が違うというんですよ。全く違う組織なんですよ、これ。

だから、本来は変更届があったときに、きちんと、私は前回の質問をしたときに、あなたは問題ないと言われました、このことについて。それを私も弁護士さんのところへ行って聞きました。これは大いに問題があるということでした。全く賃借人が違うじゃないかと、違いますよと、さっきも言いました弁護士さんの法的用語では、人格の違う組織ということになっております。

私もここは気がつきませんでしたけど、完全にこれは私は転貸借だと、その弁護士さんもこれは転貸借ですよと、なぜすぐやりかえてなかったんですかねと、それをずっと放置してきたということでございます。これも先ほど申しました黙示的に承諾ということで片づけられるのかなという気もしますが、契約書第11条の転貸借の禁止に私は違反していると、私がお聞きした方も違反しているということをおっしゃいます。

これ以上、もう質問はいたしません。市のほうは、近年、口をあげれば弁護士さん、弁護士さん。弁護士さんが言われることがすべて正しいと私は思っておりません。弁護士さんはあくまでもそのときのその場面の状況に応じた、弁護士さんとしての一見解であるということで、私は認識しております。それより、もっと職員の方が、弁護士さんばかりに頼るのではなく、自分たちでやっぱりいろいろ調べたり、考えたりして、私は対応していくべきではないかというように思っております。

このままで、この契約書どおりいけば、第13条、契約解除権という部分にも当てはまってくると思います。しっかり、弁護士さんと相談される時は弁護士さんと相談して、しっかり対応され、こんなずさんなことがあってはいけないと思います。

福島原発ではありませんが、議事録がないと。全く一連の流れの中に、先ほど当初の意見書を出された弁護士さんも同じことを言っていらっしゃいますが、明記されたものがないと、こういうことは普通、通常行政では全くあり得ないことだと私は思っております。十分な対応を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、9番、三原議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、13時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次は、6番、河杉議員。

〔6番 河杉 憲二君 登壇〕

○6番（河杉 憲二君） 七日会の河杉でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は、犯罪被害者等の支援についてでございます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

毎日、私たちが目にするテレビや新聞紙面には、痛ましい犯罪や事故のニュースが跡を絶ちません。こうした犯罪や事故は、犠牲になられた方々のみならず、その家族にもさまざまな形で深刻な被害をもたらしております。そして、被害者やその家族は、突然、思いがけず被害に遭われた方々であり、それは決して他人ごとではないと言えます。

そして、この被害者は生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、そして財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、同時に再被害の不安や捜査、裁判の公判等の過程においても負担を負わされております。

また、時には配慮の欠けた対応による精神的な被害を受けたり、周囲の好奇な目にさらされ、心もとない中傷や過剰な報道などにより、その名誉や生活が脅かされるとともに、社会において孤立することを余儀なくされ、苦しむことも少なくありません。

先月20日、最高裁におきまして、光市母子殺害事件がようやく結審いたしました。これは1999年4月に起きた事件で、実に13年もの年月がかかっております。その間、残虐な事件内容と、未成年に対し死刑判決が言い渡されたことにより、マスコミにも大きく取り上げられ、大きな論議を呼びました。

被害者遺族であります本村さんは、マスコミにさらされることにより、心もとない誹謗や中傷もあったと言います。精神的にも肉体的にも苦しいときもあったと思いますが、強い信念を持ち、これまで闘ってこられたことに私は敬意を表したいと、このように思います。

しかしながら、精神的にも肉体的にも強い人ばかりではありません。先ほど言いましたように、どのように対処すればいいかわからない人も多くおられます。こうした中、平成16年12月に、傷害を受けたり、生命を奪われるといった犯罪に巻き込まれた被害者やその家族の権利を守ることを定めた「犯罪被害者等基本法」が制定されました。これは、犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することや、その被害にかかわる刑事手続に関与することができるようにするための施策をとることなどを規定しております。

また、翌年には、この基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この基本方針は、5つの重要課題からなっております。それは、損害回復・経済的支援、精神的・肉体的被害の回

復及び防止、刑事手続への関与拡充、支援等のための体制整備、国民の理解の増進と配慮・協力の確保など、取り組むこととなっており、基本計画の柱となっております。

この「犯罪被害者等基本法」の第5条において、「地方公共団体の責務」として、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが明確にうたわれております。山口県におきましても、「やまぐち未来デザイン21 安心して豊かに暮らせる生活の確保」の中で、「地域安全対策の充実」という項目の中に、犯罪被害者支援活動の推進が明記されております。内容は、犯罪等による被害者の直接的被害や精神的被害、経済的被害の軽減を図るため、被害者に対する情報提供や相談、カウンセリング体制の整備、犯罪被害者給付金制度の拡充、捜査過程における被害者の負担の軽減等を図るというものです。

市といたしましても、そういった市民に対し、少しでも手を差し伸べることができるような体制づくりが必要であろうと思います。

そこで、質問でございますが、まず行政として、これら犯罪被害者の方々をどのように認識しておられるのかをお伺いいたします。

続きまして、近年、県内の犯罪の発生件数は、毎年、少しずつではありますが、減少してきているようです。しかしながら、平成22年度では1万2,360件と、まだまだかなりの件数に上ります。犯罪の数だけ被害者がいると言われますが、市内における刑法犯罪の発生件数は現在どのくらいなのか、またその中で凶悪犯などの重要犯罪の件数もわかれば教えてください。また、これまで犯罪被害者からの相談件数はどれくらいあったのか、お伺いいたします。

次に、平成16年、「犯罪被害者等基本法」が制定され、翌年、基本計画が策定されましたが、市といたしまして、これまでどのように取り組まれてこられたのか、お伺いいたします。

続きまして、先ほど言いましたけれども、「犯罪被害者等基本法」では、第5条において、「地方公共団体の責務」がうたわれております。そこで、市の施策について、5点ほどお伺いいたします。

まず、庁内における体制はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、被害者が抱えている問題に対し、必要な情報の提供や助言を行うことや、関係機関との連絡調整を一元的に行う総合窓口が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、被害者が精神的・身体的に受けた被害から回復できるような措置も必要と思われませんが、その対応についてお伺いいたします。

次に、基本法の第13条では、経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給制度について触れられていますが、このことについてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

また、自宅に住めないなどの事情がある場合、公営住宅への、優先的に入居できるような措置をすることについてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

続きまして、条例制定についてお伺いいたします。

「犯罪被害者等基本法」に基づいて、施策を総合的に推進していくためには、条例が必要だと思います。昨年の9月議会において、同僚議員の条例制定の質問に対し、本年4月、担当課に、条例について調査・研究するよう指示している。課題もあるので、いましばらく研究したい旨の答弁がございました。指示を出されてやがて1年になりますが、現在、どのようにお考えなのか、改めてお伺いいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 6番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、犯罪被害者に対し、どのように認識しているかとお尋ねでございましたが、近年では犯罪等が跡を絶たず、その中でも何の罪もない人が突然命を奪われたり、あるいは障害の残る事件に遭ったりするような理不尽な犯罪が多く起こっている状況に対し、私も心を痛めております。

また、その犯罪被害者の多くは、それまでの権利が尊重されないままで、十分な支援を受けられなかったり、その御家族、または御遺族を含めた犯罪被害者等の中には、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も精神的苦痛など、二次的な被害に遭われているという事実があることも議員御指摘のとおりでございますし、私も認識いたしているところでございます。

このような背景の中で、本市における刑法犯の発生件数を申し上げますと、防府署管内で平成23年に発生した犯罪のうち、刑法犯の発生件数は885件であり、また、そのうち重要犯罪と呼ばれております殺人、強盗、放火、強姦、略奪誘拐、人身売買及び強制わいせつの発生件数は9件となっております。

本市でもこのように犯罪が起こっておりますものの、これまでのところ、市に対しましては犯罪被害者からの御相談はございません。

次に、国においては、平成16年に基本法が制定、翌年には基本計画が策定されましたが、市はどのように取り組んできたのかとお尋ねでございます。

先ほど議員から御指摘がございましたように、基本法第5条に、地方公共団体の責務として、地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施するという条項がございますので、市といたしましては、この条項を遵守いたしまして、犯罪被害者などの方から御

相談があった場合には、適切な助言や対策が講じられるよう、担当部署や関係機関との連携も図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

次に、支援体制についてのお尋ねでございましたが、犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくためには、議員御指摘のとおり、庁内の支援体制、一元化した総合窓口の設置、保健医療・福祉サービス、給付金の支給、公営住宅への入居などの支援体制が必要となることは十分理解しているところでございます。

また、さらには国、県、警察や民間団体との連携・協力体制の充実・強化を図ることで、安全の確保や雇用の安定などの支援も必要であると考えております。

なお、経済的支援となります給付金の支給につきましては、現在、国の検察庁や警察庁が行っております被害回復給付金支給制度、あるいは犯罪被害給付制度がございますので、市といたしましてもこれらの制度を紹介することにより、対応してまいりたいと考えております。

最後に、条例制定に向けての取り組みはどの御質問でございましたが、昨年9月に同様の御質問をいただき、その中で私が答弁いたしておりますように、私は、昨年4月、先進地の事例を挙げまして、条例制定に向けて、担当課に指示をいたしているところでございます。

担当課では、その指示に基づいて、先例市を調査もいたしたところでございますが、条例制定に当たりましては、犯罪被害者などの定義や支援の範囲、期間、個人情報保護といった多くの課題がございますことから、本市の実情に合った条例のあり方について、引き続き調査・研究しているとの報告を受けているところでございますので、いましばらく時間をいただきますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） それでは、それぞれ再質問させていただきたいと思っておりますけれども、今回、私自身、犯罪被害者の方々の支援ということをテーマにさせていただきましたけれども、実は私自身も言葉は以前より知っておりました。

それはやはり光市母子殺害事件ということで、テレビや、それからワイドショー等々でニュースになりまして、そのときに論議されていたのが、いわゆる加害者と申しますか、犯罪者のほうは人権が憲法にも明記されて手厚いけれども、被害者側の権利や、それから権利が憲法にも明記されず、尊重されないということをかなり論議されていたことを覚えておまして、しかしながら、それはあくまでもテレビのニュースの中での出来事のように、他人ごとのように実は私自身も思っておったわけですがけれども、しかしながら昨年から

ら裁判の流れの中で、少しずつ興味を持ちまして勉強しました。

支援相談の方にも会いました。いろいろ話をお伺いしましたところ、やはり行政の支援というのが必要だなというのをつくづく感じたわけでございますので、今回、取り上げさせていただいたわけでございます。

それで、まず被害者からの相談件数ということでございますけれども、先ほどの御答弁では、相談件数は今までなかったということでございますけれども、それは実はないのが当然といたしますか、結局、市民の方はそういったことを行政に相談していいものかどうなのか、まずわからないというのが1つあります。

ですから、しごく当然なのかなと、このように実は思っておりますが、例えば県の、県警の中に県民課がございまして、そこに犯罪支援対策室というのがございます。そこでの年間の刑事事件の相談件数というのが2,916件、こういうふうになっております。そのうち75件が、いわゆる県警のほうで対応されたということでございます。

あとは、大体電話を受けて話を聞いたり、そういった形で指示したわけで、75件というのはみずからそういった検察、もしくはさまざまな手続等々についても御利用されたということでございまして、防府署管内で支援を行った件数を少し調べてみますと、県警本部が取り扱った部分が1件で、防府署管内、つまり防府署に相談があったのが2件、つまり相談はたくさんあったようですけれども、実際、支援を行った件数が2件あったということでございます。

それから、交通事故の相談が本部では4件、それから防府署管内では6件、つまり合計しますと13件を防府署管内で実際に支援を行ったと。相談件数はたくさんあるようでございますけれども、そういった形だそうでございます。

山口にNPO法人の被害者支援センターというのがございますけれども、平成22年度の相談件数は149件で、そのうち実質、対応されたのが89件だそうです。ということは、少なからず、防府にもそういった支援を求める方がいらっしゃるということをまず認識していただきたいなど、このように思います。

ちなみに、東京の杉並区では、平成18年度に杉並区犯罪被害者等支援条例というのを制定してございまして、そこに相談窓口に来られた、もしくは電話等の相談が、平成19年で85件、平成20年で81件、21年で76件と、大体80件前後の、毎年、相談があるようでございます。

続きまして、それで平成17年の4月に基本法が施行されております。それまでの取り組みについてでございますけれども、基本法というのは全部で大体30条からなっております、その中にやはり基本的な施策という項がございまして、この中にそれぞれの支援

を行ってくださいよという指針が書かれておりますが、当時、基本法、それから基本計画が実は制定された後ですけれども、当然、市のほうには、法律が制定されましたので通知はあったと思います。

その後、何か、国もしくは県のほうから指導といたしますか、こういった形をやったかどうかというものはあったんですか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 指導ということはございませんでしたけれども、平成19年度に国の内閣府から、犯罪被害者等施策に関する調査として、条例を制定しているかどうかとの照会ございました。また、県からは、昨年9月1日付で、市町における犯罪被害者等支援に関する施策担当窓口と総合的な対応窓口の設置状況についての照会ございました。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） 基本的に、国のほうも、例えば基本法ができて、その中に地方公共団体の責務、それから国の責務まで実ほうたってありますので、できましたらやはりその辺をかんがみながら対応していただければなど、このように実は思うんですけれども、全国にはそういった形で、民間団体が各地で、実は各県でできております。

その中でいろいろと話といたしますか、本で読んでみたりもすると、やはりどうしても県によつての設立の温度差がどうもあるようです。と同時に、余り身近に感じられていないという感覚のほうが強いのではないのかなと、こういった印象を受けました。

それから、施策についてですけれども、私は5点、それぞれ質問したつもりだったんですけれども、御答弁ではそれぞれ必要がある、また十分理解しているということで、一括して、まとめられた答弁で、少し残念だったんですけれども、具体的にはこれからということだろうと思います。

そこで、何点かについて、基本的な考え方について少しお伺いをしたいと思います、まず庁内の体制ですけれども、これは総合的な窓口の設置をしたらどうだろうかということに関与するんですが、御答弁ではそれぞれ、あったらその課で対応するというような形だろうと思いますけれども、例えば山口県では県民生活課の中に地域安心・安全推進室というのがございます。それから、山口県警の中には、県民課の中に犯罪被害者支援対策室、担当窓口となっておりますけれども、仮に防府市が総合窓口を設置ということになれば、基本的な担当はどこになるんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 犯罪の被害者に対する特化した窓口というのは、現在

ございません。市におきましては、市民の相談窓口として、市政なんでも相談課というのがございますので、今、ここを窓口に対応するという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） 先ほど言いましたように、総合窓口というのを、設置が私は必要だと実は考えておりました、というのは、例えば山口に先ほど言いました被害者支援センターというのがございまして、警察と、それから県、それからそういった民間のNPO法人、民間団体等々の連絡が非常に密でないと、なかなか対応し切れない。

昨年の9月議会の答弁の中に、やはり人権問題というふうな形のくくりでは、人権対策室、ですから今回、私の質問の聞き取り調査にも人権対策室の方が実は来られましたけれども、本来ならやはり私は生活安全課を窓口にして、やっぱり対応していくべきではないだろうかと思うんですけれども、いずれにしても、まだできていないということですが、もう一回、その辺の考え方について答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど壇上で答弁申し上げましたが、条例制定に向けて、議員も先進地、杉並ですか、調査されているようでございますが、私も岡山県の総社市の片岡市長ともいろいろ話をしておるところなんでございますけども、近々、これはうちも条例制定をしていかななくてはいけないよというふうに指示もしておりますので、その指示にあわせて、まさしく生活安全課あたりがまずはふさわしいのかなと。その間については、市政なんでも相談課というところで、何でもとりあえずは受け付けておりますので、そこを窓口にと部長が答弁したのではないかと、そのように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） ありがとうございます。私も実はそう思っております。つまり、どういうことかと申しますと、やはり今の生活安全課は交通関係が多いだろうと思えますけれども、実質的にやはり警察とのパイプというのは生活安全のほうが非常に強いと思いますし、そういった意味では、やはりそれぞれが扱う事案というのが実は大変難しい、微妙な事案が多いと思えますので、慎重に慎重のうちに対応しなければならない。そうすると、やはり連絡を密にとっていく必要があるだろうと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

それから、先ほど言いました、今、市長からも話が出ましたけれども、杉並では区民生活課というところが総合支援の窓口を設置しております。そこに犯罪被害者支援担当という職員を置いておりました、これは係長級を置いておりますけれども、あと嘱託の職員を

2人ということで、体制を組んでおられます。

実質的には、電話相談とか面談、それから各種申請の手続、裁判とか、そういったものの手伝い、それから付き添いでさまざまなカウンセリング等々も行っておるようでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、設置されるときは、ぜひワンストップサービスといいますか、これをとっていただきたい。これは、例えば事例といたしまして、事件後に当面自宅に住めないという状況がある場合に、公営住宅の相談となれば住宅課なんですが、その後、住居変更については市民課に行ってくれと、こう言われたというわけですね。

その後、今度は子どもの学区の問題については、教育委員会の学校教育課に行ってくれと。そして、カウンセリングについては福祉課だというような状況が他市ではどうもあったようでございまして、やはり被害者は精神的、肉体的、そういった不安定な状況ですので、できるだけ負担をかけないような体制を組むというのが必要であろうと思ひますけれども、何かござひますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 現在、市政なんでも相談課のほうでいろいろな相談業務を受けておりますが、その中で一番私のほうからお願いしておりますことは、そこに相談室があるわけでございまして、そこに来られた相談者の方をたらい回しと申しますか、いろんな部署に行っていただくのではなくて、そこに担当部署のほうから来て、御相談を受けていただくように指示をしているところでござひます。

ですから、市長が申しました条例制定に向けて、また相談窓口の充実に向けて取り組む中で、一元的にワンストップでそういった御相談に応じられるように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） ぜひとも、そのような形をとっていただきたいと、このように思ひます。

それから、経済的支援ということで、給付金の件ですけれども、先ほどの答弁では、国の犯罪被害者給付金制度というのがありますけれども、それと県の制度がもう一個何かあったと思ひますけれども、この活用をすればいいのではないかとござひますが、これ実は、例えば国の犯罪被害者給付制度を活用すれば、損害賠償の額の確定というのがちょっと必要になってこようかと思ひます。そうすると、時間を要するわけですね。

しかしながら、例えば事件によっては相続問題等々が発生いたしまして、いわゆる銀行口座がフリーズされるケースが多々あるわけでござひます。そうしますと、つまり葬式の

費用とか、それから病院に行く治療代とか、それから交通費もろもろ、いわゆる当面の、とりあえず生活ができるような資金というのが当然必要になってくるわけで、そのためにもそういった形の一時金といいますか、給付金が必要ではないだろうかと、このように実は思っているわけで、実際、給付金制度をとっている自治体もございます。

当然、それはもちろん条例も整備が必要ですがけれども、見舞金というふうな形で対応している市もございます。例えば、遺族見舞金という形で30万円が51自治体、それから傷害見舞金が10万円で、これは上限ですがけれども、48自治体と、このような形になっておりまして、先ほど市長が総社市のことを言われましたけれども、そこは支援金の支給に関する条例というのを実は制定しておりまして、犯罪被害者の条例とあわせて、二本立てで条例を組んでおられます。この辺に対しても、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 私どもも、今、条例を検討している中で、80幾つもの市町が条例制定しておられます。その内容の確認等をしてしておりますが、多くの自治体の条例の中で、犯罪被害者に対して見舞金を支給しておられます。当然のことながら、今、条例を検討しておるわけですが、今から検討する中で、当然、見舞金の件につきましても検討課題に上げてまいります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） ぜひ、そういった形で、条例制定を検討される折には、少し加えて研究していただきたいなど、このように思います。

それから、今で言う条例制定の件ですがけれども、先ほど答弁の中では、定義や支援の範囲ということをおっしゃいましたし、それから個人情報の保護という、そういった課題があるから少し研究したいと、こういう御答弁でございました。

全国の、各県の状況を見ても、今、部長のほうから答弁がありましたように、やはり去年の4月段階で80の市町村が制定しております。これには都道府県と、それから政令の市の条例制定の分が入っておりませんので、もう少し多いかなという気はしておりますが、しかしながらこれも全国の都道府県の取り組みによって実は温度差がありまして、今、全国の市町村が1,719です。これは1月1日現在で、以前は平成の合併前は3,232だったんですけども、今は1,719。実は条例制定は、わずか5%にも達していないんですね。中国5県では、岡山市と総社市だけなんです。東北では秋田県だけです。ですから、新潟、富山、北陸はゼロです、条例制定はですね。

つまり、要は県の取り組み方によって、それぞれ市町村が取り組んでいるという、こう

いう状況だろうと思ひまして、当然中国5県では、余り、こういった問題については、法律ができていながらもかかわらず取り組みが薄いということがよくわかるわけで、しかしながら私はある面では必要なのではないのかな。いざというときには、こういった体制ができていよということ自体をやはり行政として示す必要があると、このように思っております。

ちなみに、福井県の越前市では、現在、策定中です。北陸では実は初めてなんですけど、現実問題として、年度末には策定をすると、制定するという運びになっておるようでございます。

続きまして、啓発活動についてちょっとお伺いしたいんですけども、山口の被害者支援センターの方々がさまざまな機会を利用して啓発活動を行っておられます。それで、実は3年前ぐらいから、県警と一緒に大学もしくは高校を中心に、CDを活用して講演会で回っておられます。そのときのアンケートがとられたようですけれども、その結果を少し見ますと、犯罪被害者支援ということを知っているかという問いに対して、23.5%の人が知っていると、こういうふうに答えております。あとの76.5%は全く知らないということでもございました。

しかしながら、講習会といいますか、講演会後の感想のアンケートでは、聞いていてよかったと、それからぜひとも広げたいという思いを持った方が83%おられるということでもございました。その中で寄せられた意見では、やはり地域、社会で支えていく必要があると、それから犯罪被害者という存在をもっと広めるべきだと、こういうふうな意見が多く寄せられておりました。

高校生、大学生のみならず、恐らく一般の市民の方々も多くの方は知らないと思ひますし、また、知ればやはり前向きな意見も多く出てこようかと、このように思っております。

市といたしましても、こういった啓発活動に対して少し取り組む必要があると思ひますけれども、そのお考えについてお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員が、長年にわたって熱心に被害者支援の制度をしっかりと市民に知らしめていく、PRにも努めていく、そういう意味からも、条例制定が必要であるとおっしゃっておられることはよく理解できますし、私もそのように思っている者の一人でございますので、条例制定に向けて動く段階で、自治会、あるいは民生委員の方々の御意見を承るなど、協議会も立ち上げて、しっかりとした条例制定に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

1つは、方法とすれば、市広報、それから市民課へのパネル展示等々、具体的なものというのは実はあるんですけれども、実際、そういうふうに取り組んでいる市もございます。

ただ、一番大事なことは、今、市長が言われましたけれども、やっぱり地域の理解が非常に必要だということなんです。そのためには、やはり民生委員さんの活用が、民生委員さんというのは、ある程度守秘義務を含めた形の法的なもので制限されておりますので、そういった方々の御理解というのが非常に大事だろうと、このように思っております、例えば神奈川県などはそういったボランティア養成というふうな形で講座を開いてもおられるようでございますので、その辺のアドバイスも含めた形の啓発も、ぜひともひとつよろしくお願ひしたいと、このように思います。

いろいろと意見を述べてまいりましたけれども、実はだれもがこういった被害に遭う可能性があるわけございまして、平穏な社会生活を取り戻すためには、社会全体で支えていくことが私は必要だろうと、このように思っております。

市は、困っている市民の方々がおられたら、気がねなく相談ができるよと、こういった体制をぜひともつくっておく必要が私は肝要だろうと思っております。安心・安全なまちづくりを進めていく行政の役割も、私は非常に大きいと思っております。

県内の市町におきましては、条例制定に積極的に取り組んでいるところはまだございません。中国5県でも岡山と総社だけでございますので、防府市が県内に先駆けて取り組んでいかれることを要望したいと思っておりますが、最後に市長、改めてお考えがあればお伺ひして、終わりたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど来から申し上げているとおりでございます。他市に先駆けてということもさることながら、犯罪被害者の方々の苦しみを少しでも軽減していくことが行政としてできるように、全力を尽くして条例制定に向けて取り組みたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○6番（河杉 憲二君） 積極的な御答弁、まことにありがとうございます。積極的に取り組んでいかれることを望みまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、6番、河杉議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、3番、斉藤議員。

〔3番 斉藤 旭君 登壇〕

○3番（斉藤 旭君） 会派前進の斉藤旭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の観光対策といたしまして、大平山公園の拡充計画ということで、巨大アスレチックの設定とアスレチックを利用した大会の誘致を一括して質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

防府市大平山山頂公園は、年々整備され、5月には約10万本のツツジが一斉に咲き乱れ、人々の目を楽しませてくれます。また、秋には展望台付近の約80本の紅葉は、樹齢が若いことから、まだまだ本来の美しさを発揮するまでには至っておりませんが、大平山山頂という高地にあり、昼夜寒暖の差が激しいことから色づきも鮮やかで、下界より一足先に紅葉の時期が訪れ、そのうち紅葉の名所になること、受け合いです。

このように、それぞれの観光のシーズンには多くの観光客でにぎわいます。山頂公園までのアクセスは車道の整備もされていますが、展望台やゴンドラから眺める下界の眺望は抜群です。本市のロープウェイは、晴天のときは防府平野、瀬戸内海の島々、はるか九州まで眺望が可能です。函館山のロープウェイは日本一夜景が美しいことで有名ですが、下界の夜景が楽しめるのも年間ごく限られた日であるのに比べ、本市のロープウェイは、夜間は運転していませんが、中秋の名月や初日の出等、ごく限られた日に臨時運転し、少々の雨の日でも眼下の夜景が楽しめ、利用者からすばらしいと評価をいただいております。

ほかに県内下関、岩国、2カ所ありますが、本市大平山のロープウェイは、長さ、高低差、眺望、いずれの点においても他市にまさっていると自負しています。残念なことに、山頂までの車道が整備され、自家用車での登山が多く、ロープウェイの利用者はまだまだという利用実態です。貴重なロープウェイの存続と利用客の増加対策について質問いたしますので、前向きに御検討をお願いいたします。

市長は、さきの本会議の施政方針で、スポーツの推進について、市民の皆様の目的、体力、年齢に応じたスポーツに親しんでいただくために、各種スポーツのイベントの開催、生涯スポーツへの参加促進や健康づくりメニューの提供を行っていくと述べられました。

よろしくお願いいたします。

話題は少しそれますが、平成23年、年間の自殺者が13年連続で3万人を超えたという新聞発表がありました。主な原因は、職場や家庭の問題、健康や経済状態をめぐる心配など、さまざま、だれしも悩みを持ち、それがストレスになっているのも事実です。

ある調査機関がアンケートにより、ストレスの解消法を尋ねましたところ、男性は酒を飲む、寝る、それから運動をするという順でありました。女性は、だれかと話をする、食べる、寝る、買い物をする、映画、芝居、コンサート、次に運動するということとございます。

ます。

男女とも、割合や順位には差はありますが、頭の中を空っぽにするための運動は大いに効果があるとの報告がなされていきました。運動は、体力の向上だけでなく、メンタル面のケアにも随分効果があるということです。

このような観点から、今日、国民皆運動志向の機運が高まり、若年層から高齢者まで、ウォーキング、ジョギングに始まり、ゴルフ、テニスといったスポーツの愛好者が増え、市内のフィットネスクラブ等々で健康保持に努める人も多くなりました。そういう方々がトレーニングにもなれて、基礎体力に自信がついたところで、幾つかの違うスポーツを組み合わせる等、競技性のあるスポーツにチャレンジし、日ごろの成果を試す機会をつくることも大事かと思えます。

そこで、私の今回の一般質問は、平素から健康づくりに心がけている方々がさらに次のステップを目指していただきたく、子どもも大人も楽しめる公園の増設について質問いたします。

この公園は、大平山というフィールドを利用して、大型アスレチックの開設です。そもそもフィールドアスレチックは、自然の地形を生かして、主に丸太やネット、ロープなどで製作し、障害物を配置して、子どもたちが遊びながら体力づくりを行うための施設です。大平山山頂公園にも、現在、小規模なアスレチックがありますが、それは初心者用として残しておき、それに加え大人も楽しめる本格的なアスレチックの建設でございます。

全国的には、50から100ポイント以上もある施設が大体20カ所ぐらいありますが、いずれもプロ志向のものではありません。そこで、私が考えているのは、大人が本気で取り組める、本格的で難易度の高いアスレチック施設です。中級クラス、上級クラスのコースを配置し、それぞれの年齢、体力に応じて利用が可能なコースです。

基本的な構想といたしましては、障害物の種類はそんなに多くなくても、初級は現有の施設を少し手を加え、新たに中級者と上級者用のコースを設け、障害物はクラス別に特徴を出し、それぞれの方が実力に応じてクラス別の競技ができる施設の建設が望まれます。

昨年秋、山口県下を会場に、48年ぶりとなる第66回国民体育大会が開催され、男女ともにすばらしい成績で大成功でした。中でも本市関係では、誠英高校バレー部とともに、山岳ボルダリング競技に出場され、見事3連覇を達成されました防府高校の小田桃花選手には改めてお喜びを申し上げます。

小田選手が、「山岳との出会いは、小学校2年生のとき、家族と出かけた山口きらら博会場の人工壁でクライミングを体験、木登りが好きだったこともあり、気づけばとりこに」とあります。この種目は、ある種、アスレチックと似ております。子どものころの遊

びが今日の栄光に結びついているということは、本当にすばらしいことです。

次に、コースを利用して、大会の誘致についてお尋ねいたします。

通常は一般にだれでも有料で使用できますが、年に何回かはそれぞれのクラスに応じて、市内の大会、県内の大会と、規模を広げていきます。特に、上級クラスには、フジテレビでおなじみの、人気スポーツエンターテインメント「SASUKE」に匹敵するような大会を開催し、読売マラソンのように、プロ・アマを問わず、全国の「SASUKE」ファンを大平山公園に集結させ、大平山公園を全国的に売り込むことで、施設の利用者、観光客を増やし、ロープウェイの利用客を増やすことがねらいです。

今申し上げました「SASUKE」をちょっと説明いたしますと、これはTBSで定期的に放送されておりますスポーツエンターテインメントの特別番組で、正式名称は「究極のサバイバルアタックSASUKE」、タイトルの由来は猿飛佐助と言われております。1997年秋にスタートし、2011年の時点で、既に27回開催されております。姉妹版といたしまして、女性版の「KUNOICHI」、そして子ども版の「SASUKEジュニア」、そして高齢者の「SASUKEシニア」というのがございます。

競技は、ファーストステージ、セカンドステージ、サードステージ、そしてファイナルステージの4ステージに分かれた、さまざまな障害物をアタック、クリアしていく巨大アスレチックでございまして、途中、池に落下したり、池の水面に着水したり、コースアウト、タイムアップすると、その場でリタイアとなります。

現在、27回大会が行われておりますが、過去に障害物は何度かリニューアルされております。初期は、その名のとおり、忍者のごとくバランス能力が試されたが、近年は腕力を試されるエリアがステージの大半を占めております。

毎回、2,000通以上の応募者があり、本選には100人が出場できます。出場者は、基本的には素人参加型の大会ですが、過去に何度も現役メダリストやアスリートが挑戦しています。この前は、元ボクシング世界チャンピオンの内藤大助も挑戦しましたが、ファーストステージ、最初の第1エリアで着水で失格となり、ファンを大きく裏切りました。それがこの競技のおもしろいところです。

そのほか、消防士、自衛官、小学教師、中学教師、とび職、サラリーマン、ニューハーフ、日光江戸村忍者等々、毎回、多数多様な経歴の持ち主が参加し、アスリートでも目標の達成はなかなか容易でないところに、この競技の人気があります。

過去の大会でも完全制覇は3人しかいないということから、防府市はこの障害物の内容については検討するといたしまして、ステージもファーストステージ、セカンドステージ、サードステージぐらいまででよいかと思っております。

最後に、設置場所の選定でございますが、なぜ大平山を考えたかといいますと、この構想をロープウェイの利用客増に結びつけるためには、この施設を利用できる条件として、大平山ロープウェイを往復利用しなければなりません。もちろん、施設の使用料は別途いただくこととなります。

以上、御検討をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

大平山山頂公園の充実についてのお尋ねでございましたが、大平山ロープウェイ及び山頂公園の活性化のための種々の御意見を賜り、ありがたく存じます。

大平山山頂公園につきましては、山頂周辺を拠点とした公園整備により、市民や観光客の皆様四季を通じて自然を満喫していただくとともに、レクリエーションの場として御利用いただくため、防府基地周辺公園設置助成事業を活用し、整備したものでございます。

園内には、遊びの広場、展望広場、芝生広場、多目的広場と、4つのゾーンを設けまして、お子さん向けのアスレチック要素を主体とした大型遊具なども備えておりまして、平成16年10月の完成以来、多くの皆様にお楽しみいただいているところでございます。

また、御指摘いただきましたように、春のつつじまつりや夏の夜間納涼運転、秋の観月会や公園まつりと、季節の特徴を生かしたイベントやロープウェイを利用していただくためのミニイベントも開催し、山頂公園の活性化とともに、ロープウェイの利用促進を図ってきているところでございます。

さらに、山口短期大学との協働によりまして、家庭の日親子ふれあいイベントを実施しまして、さらなる活性化を図るため、予算を新年度に計上しているところでもございます。

議員御提案の山頂公園に連動し、山林を開発しての大型フィールドアスレチック施設の設置及び大会の誘致でございますが、施設内容や利用方法、山林開発など、さまざまな角度から検討する必要があります。園内には、中高生から中高年齢層を対象とした多目的広場も設けておりますが、御家族連れの方を対象にした、お子様向けの遊具が多く、大人だけでも楽しめ、また健康志向やスポーツ志向の高まりにこたえるものを備えることも確かに必要ではないかと考えております。

また、大会の誘致につきましては、御提案のとおり、交流人口を増やし、経済的効果も期待できると存じます。

議員御提案の大型フィールドアスレチック設置は、山頂公園の充実を図り、またロープウェイの利用促進を図る上で、貴重な御提案として、今後、参考にさせていただきたいと

存じます。

私は、さまざまな世代の皆様に御利用いただける公園として、今後とも施設の整備・充実に努めてまいります。引き続き、御協力賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員。

○3番（斉藤 旭君） 私の奇想天外の質問にもかかわらず、関心を示していただき、検討をしたいということでした。ありがとうございました。

実は、その前に、先般、大阪市の橋下市長は、大阪十大名物づくりということで構想を打ち出されました。そこで、大阪市の特別顧問であります堺屋太一氏が、大阪市統合本部の席上で、道頓堀川を、全長2キロメートルのプールを整備し、世界遠泳大会を開催するほか、通常は一般客に有料で開放し、2,000円の入場料を取ればもうかるのではないかという、こういう発案をいたしまして、大阪府、それから市職員による検討チームを設置して、今後、事業の是非について検討をするということでした。

そこで、これの具体的な構想でございますが、本当に川をプールにすることができるのか、プール設計や施工を手がける会社の設計担当者は、一からプールをつくると、100メートル6億円であるから120億円の設置費用がかかるが、川の上に家庭用のビニールプールを置くというイメージになるかと思うと、このように説明をしておるところです。

この構想に比べれば、私の質問は本当にまだまだ実現性がある、かわいいものかと思しますので、どうかぜひ実現するように御検討をお願いいたします。

それから、アスレチック構想について再質問いたしますが、建設費用については、最初、土地の造成費用がかかると思いますが、構造物自体は家を建てるように屋根をつけるわけでもないし、内装の必要もありません。スケルトン部分、いわゆる骨格があればよいわけですから、あとは網、ロープ等が必要となりますが、そう莫大な費用はかからないと思いますので、ぜひお願いをいたします。

それから、もう一点、今、国民が運動についてどのように考えておられるかということで、先般、朝日新聞の会員サービス・アスパラクラブのウェブサイトでアンケートを実施いたしまして、回答者2,644人の回答の中から、58のスポーツを選び、本当はやりたい、やりたかったと思うものを選んでいただきました結果、まず1番目が馬術、それから弓道、アーチェリー、射撃、テニス、登山、ゴルフ、水泳、合気道、ダイビングという順でした。

ちなみに、私は今、防府市のシニアテニスクラブで名ばかりの会員でございますが、も

し私が人生もう一度生まれ変わったときは、必ずやってみたいスポーツがございます。それは、正月の2日3日の箱根駅伝、これにぜひ出てみたいという、そういう夢を持ちながら、毎年、初夢に富士山をバックに走る雄姿を夢見ておるんですが、ことしもその夢が実現できませんでした。

以上で、この質問は終わります。

次は、教育問題でございます。

私は、ことしの3月1日をもって、市長、それから先輩議員の木村議員より一足先に、70歳の古希を迎えることになりました。70年といえば随分長い年月ですが、過ぎてしまえばあっという間の人生でございました。子どものころは大人になる日を随分待ちわびていたのですが、まさに40を過ぎ、60の定年を迎えたころから、年をとるのが数倍スピードアップした感じがいたします。この調子でいきますと、私が目標にしております80歳は、かつての10年が1年のごとく過ぎ去っていくことでしょう。

私は、この事態に直面し、これまでの人生を回顧するとともに、これからの人生をどう生きるか、我が70年の人生を総括する機会を得て、自己の生活様式を変えてみることにいたしました。その一策といたしまして、週末1日だけ、生まれ育った究極の田舎を誇る徳地で生活することにいたしました。近辺にはスーパーもなく、我が家にはガスもなく、もちろんテレビも置いておりません。水道は谷川から引き込んだもので、ふろやストーブはまきを利用して、おおよそ現代社会からかけ離れた生活です。

今から五、六十年前は、こういう生活に特別不自由を感じなく暮らしておりましたが、便利な生活になればと、見るもの、聞くものすべてがもどかしいことがある。特に、テレビのない生活は、何と静かで時間のたつのが遅いのでしょうか。夜になると、近辺は真っ暗やみの中で、神秘的な世界です。しかし、なれとは恐ろしいもので、最近、大分この生活にもなれて、結構この生活も悪くないなと思うようになりました。

なぜなら、テレビのない生活はとても時間的に余裕ができ、自然と、テレビのかわりに活字に目を向けることが多くなったほか、精神的にゆとりが持てるような気がいたします。

子どものころの大切な思い出として私の記憶に残っているのは、テレビのなかったころの我が家の娯楽といえば、家族6人がラジオの前に集い、それぞれが映像を思い浮かべながら、ラジオに耳を傾けたものでした。そんな平和な日本の家庭の片隅に、テレビという妙な物体が初めて置かれたのは今から50年前でした。

初め、テレビは家族のコミュニケーションを活発にしましたが、そのうち私たちが知らない間に、家庭に入り込み、そして茶の間を占領するようになると、家庭に少しずつスキ間をつくり始め、家庭崩壊という社会現象も起こるようになり、テレビもいろいろ問題視

されるようになりましたが、テレビの勢いは増すばかりでありました。

テレビの功罪について、メリットに関しましては、テレビは現代社会になくってはならない情報の媒体効果はだれしも周知のとおりです。時間の関係から触れませんが、冒頭申しましたとおり、何十年ぶりかにテレビのない生活を再現してみますと、テレビに関して数々の問題点が多いことを改めて認識いたしましたので、今、議会で一般質問することになりました。

NHKの調査によると、日本人がテレビを見る時間は、1日平均3時間32分だということです。1年に53日分見ていることになり、もしテレビを見なければ、1年が53日増えるということです。私は、この平均値を、仮に40年、テレビに費やしたとすると、なんと5.8年、約6年のロスをしたことになります。貴重な人生の10分の1をテレビの前で無駄にしたかと、考えただけでも恐ろしいことです。

また、考えてみると、テレビはたばこを吸うときの気分似ており、手持ちぶさたの1服もくせになるとやめられない。暇つぶしにテレビのスイッチを入れるのも同じ感覚で、ちょっとした刺激が欲しいとき、テレビは気分転換になりますが、しかし、テレビにはたばこと決定的な違いがあり、浪費する時間が多すぎるからです。テレビの中継やドラマを見ていたら、あっという間に1時間が過ぎ、うかうかしていると2時間、3時間もテレビの前に座っていることになります。ラジオなら、耳で聞きながらほかのことができますが、テレビの場合は画面から目が離せません。ただ、その習慣によって、どれほどテレビの前で時間を無駄にしてきたことか知れません。

ある本にテレビの有害性について、子どもは生後8、9カ月から、親はもちろん、周りの人たちとの関係を通して社会性を会得していきます。この時期にテレビやビデオによる強烈な視覚的刺激を受けると、正常な脳の発達に阻害される可能性があり、テレビは中毒になりますので、幼い時期にテレビを見過ぎると、成長してから薬物、たばこ、酒などの中毒にかかる可能性が高いということでございます。また、創意力と想像力が育てられず、受け身の人生になりやすいともあります。

成人にあっても同じことが言えます。テレビを見ている間は、とても気楽です。仕事から帰って、まずテレビをつける人が多いのも、このためです。職場で頭脳を酷使してきた人にとって、つかの間のテレビは手っ取り早い休息になります。しかし、30分、1時間と見続けると、頭の中で何も考えない無意識状態が続き、さながら無脳児のようになってしまうということです。

そこで、テレビと子どもの教育について質問いたします。以上のように、テレビの普及が軌道に乗り始めてから、PTA関係者や有識者によるテレビ批判が活発化してきました。

テレビは人々の時間を奪うこと、娯楽番組に、低俗で、子どもの教育上有害なものが多いとするものが、ほとんどでありました。その典型的なものが、大宅壮一氏の「一億白痴化」という低俗批判でありました。

テレビと集中力についてですが、勉強できる生徒とできない生徒の違いは、集中力の違いと指摘されています。子どもたちの集中力を低下させているのは、なんと言ってもテレビとインターネットであり、学力の向上にもものすごい影響力を及ぼしているとのこと。

以前、日本PTA全国発表大会で、山陽小野田市の江澤教育長の発表によると、テレビの視聴時間が長くなればなるほど、学力の成績が落ちていくと指摘。テレビなどの時間を減らし、親子の会話や読書、睡眠など、脳に良いことに回すようにと報告をされております。

そこで、もう一度、テレビと学力の関係について、お尋ねいたします。今や、パソコンについても1人1台の時代となってきました。テレビも一部屋に1台ずつ置いてある家庭も少なくないと思います。リビングに1台、2人の子どもの部屋に1台ずつ、そして夫婦の部屋に1台、果たして生活上、これだけのテレビが必要でしょうか。

さらに言えば、テレビやパソコンの台数が増えれば増えるほど、待機電力がかさむことになります。一家にテレビが1台しかないということになれば、テレビを見たいときは家族の皆が一つの部屋に集まってきます。こうなれば、家庭の団らんも復活します。さらに家族全員が一つの部屋に集まれば、エアコンや室内灯も一つで大幅な節電効果はてきめんです。一石二鳥です。

東日本大震災以来、家族でできるタイプのゲーム、例えば積み木、将棋、かるた、トランプの売り上げが増えたということです。これまで家庭でテレビの正しい視聴について、どのように指導されてこられたか。また、これからテレビの視聴について、どのように考えておられるのか、対策をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに学力とテレビの相関についてでございますが、本市の児童・生徒の家庭におけるテレビなどの視聴時間の現状につきましては、昨年9月に実施されました小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査によりますと、平日2時間以上テレビやビデオ、DVDを見る児童・生徒の割合は、小学校で68.1%、中学校では57.3%という結果が出ております。そのうち4時間以上見る割合は、小学校で21.9%、中学生で13.7%という状況でございました。

なお、インターネットの視聴時間についてのデータは、現在のところございませんが、情報化社会の中で利用している児童・生徒の割合や時間は増加傾向にあるものと考えております。

御質問のテレビ等の視聴時間と学力との関係についてでございますが、先ほどの全国学力・学習状況調査の結果によりますと、平日のテレビ視聴時間が少なくなるほど、全国学力調査の正答率が高くなるという分析結果が出ておりまして、長時間にわたるテレビ等の視聴は、学力の向上を図る上で影響があると考えられます。

次に、議員御質問のテレビの視聴に関する本市の対策について、お答えいたします。防府市教育委員会では、全市的に統一した指導方針は定めておりませんが、学校と家庭が連携して、望ましい学習習慣や生活習慣を形成することが重要であると考えておりまして、各学校のPTA総会等に参加して、家庭学習の時間の確保を含めた本市教育の方向性や学力向上に向けての取り組みを直接説明して、家庭への協力をお願いしているところでございます。

各学校におきましては、時間を決めてテレビやインターネットを視聴することについて、家庭学習の手引きを作成し、その中でテレビ等とのかかわり方などについても、それぞれの学校で配慮しております。

一例を挙げますと、大道小学校では、「生き生き計画マスターウィーク」を実施し、テレビ・ゲームの時間を1時間以内にする、「家庭の日」をNOテレビ・NOゲームデーにする等の取り組みを行うなど、家庭と連携をとって、望ましい生活習慣づくりを行っております。

防府市教育委員会といたしましても、子どもたちのよりよい生活習慣・学習習慣づくりを一層進めてまいりたいと考えておりまして、今後、小学校・中学校の学校間の連携、また、学校と地域との連携をより一層強化していけるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁を申しました。

○議長（安藤 二郎君） 齊藤議員。

○3番（齊藤 旭君） ありがとうございます。昨年9月に6年と3年ですか、実施されたということ。

実は、図らずもと言いますか、つい1週間前、わが家に大道小学校から、恒例といえますか、これは学期ごとに「大道小だより」というのが来るわけでございますが、先ほど教育長さんが言われました内容の第3日曜日、家庭の日、NOテレビ、NOゲームの取り組みという記事が目にとまりました。私、これまで一回も、このような記事にお目にかかっ

たことがなかったので、さすがコミュニティ・スクールのモデル校だなと感心しておりましたが、この大道だけに限らず、こういった運動を市全体に拡大していただきたいと思えます。

そこで要望ですけど、この「家庭の日」、防府市青少年育成市民会議という、こういうチラシが出ておまして、この中には、今、言いましたようなテレビとか、ゲームとか、そういったものが記載されておられませんので、これに載せることはできないかということと、そして、これを契機に、市広報や、それからホームページにも、こういったたぐいのことは取り上げられないか、質問いたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘のいわゆる「家庭の日」の取り組みと、防府市青少年育成市民会議の方でパンフレットをつくっておられますが、そうした中に、いわゆる、この「家庭の日」におけるNOテレビ、NOゲームデー、そういうふうなこと、さらには各学校でのそうした取り組みが取り込めないかという御質問ですが、また市民会議のほうには、私ども参加しておりますので、入れていただくようお願いしたいと思えます。

先ほどもちょっと答弁の中で申しましたが、各学校とも、やはり家庭学習の手引き等で小学校・中学校と連携しながら、小学生、さらには中学生に見合った学習時間とか、そうしたテレビの視聴等を含めた生活習慣の確立、そうしたことについては、各学校で、学校ごとに指導しておりますし、またPTAの方でも、市のPTA連合会の方で、PTAの中で、やっぱりそうした取り組みを進めていこう、そういった機運もありますし、私どもも各学校のPTA総会なんかにも出かけて行って、そうした学習習慣、あるいは生活習慣づくりにきちんと取り組めるような、あるいは取り組んでいただけるようなお話もしておりますので。

ただ、それぞれの学校で同じように、やはり防府市内、皆、足並みをそろえて、子どもたちが、そうした家庭での生活習慣、あるいはテレビよりも、もっと学習の時間に身が入る、そうした取り組みができるように水準を上げていきたい、そういうふうには考えております。

そうした中でも、先ほど議員もおっしゃいましたが、大道小学校でのコミュニティ・スクールのそうした試験的な取り組み、これを今後、全市の中で各学校に知らせていって、そうしたいい取り組みができるような方法を探していきたい、あるいは進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員。

○3番（斉藤 旭君） ありがとうございます。市長さんにお尋ねいたしますが、市長さんは、お孫さんが今度7人目がおできになるということで、本当に、心からおめでとうございます。

それで、今、テレビと子どもの成長の関係をお聞きになったと思いますが、市長さんの考えを一言お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、小学校の子どもたちと10年以上、学校訪問を続けております。その席で必ず申しますことは、テレビを30分以内と、こういうふうに言いますと、うわあっとブーイングが起こってきます。

それから、家に帰って勉強したり、本を読んだりしている時間と、テレビを見たりゲームをやったりしている時間、本を読んだり、宿題をやったり、勉強したりしている時間の方が長いと思う人、手を挙げてごらんと言いますと、大体の学校で1割ぐらいしか手が挙がりません。

そこで、すぐ私は、先生方、お願いでございます。子どもたち、どうも暇なようでございますので、宿題を3倍にしてもらいたいんですがと、こう言いますと、またそこでブーイングが起こっておりますが、事ほどさように、私はテレビを見ないようにと、前頭前野をやられてしまうよ、思考力がなくなるよというようなことなどを盛んに私は、よく申しております。

かく申す私は、ほとんど見ません。10分か15分ぐらいでしょうか。ほとんどの情報はラジオから得ております。家庭においては、ほとんど家におる時間が少のうございますので。同居の孫たちを見ておりますと、1階の方にはテレビはございません。置いておりません。したがって、2階で、たまに時間を決めて、上が今度、小学校へ入るぐらいのもんですから、その程度で十分なんではしょうが、母親が気をつけているようでございます。

私は議員と同じような考え方をしております、テレビから得るものは、それは確かにございます。確かにございますが、テレビによって失うもののほうが、私は多いような気がしております。それは極論で、私だけの個人的なことというふうに考えておいていただけたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 斉藤議員。

○3番（斉藤 旭君） ありがとうございます。それでは最後に、私のほうから要望を1点ほどお願いいたします。

私たち大人は、お酒を飲まない日を休肝日と定めておりまして、私は毎週火曜でございます。朝から、なんと暗い1日でございますか。それなら、やめた方が健康のためによいと言われるかも知れませんが、今さら休肝日を破るようなことができないような状況になっておりまして。

それと同じように、本市も他市に先駆けて、毎週というわけにはいきませんが、せめて1カ月に1日、家庭の日でもいいわけですけど、その日を休肝に対して休テレ、NOテレビ、NOゲームの日を制定してはいかがかと考えております。

そこで私が考えるのに、NOテレビを制定することによって、ひょっとしたら夫婦間のコミュニケーションがとれて、少子化に歯どめがかかるんじゃないかというような、こういう思いをしておりますので、ぜひ要望としておきます。

これで私の、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で3番、斉藤議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。次の本会議は3月26日午前10時から開催いたします。その間、予算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後2時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月9日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 木村 一彦

防府市議会議員 山本 久江